

令和３年度 第４回理事会

日 時：令和３年７月９日（金） １５：００～

場 所：特別会議室（つくば市）、テレビ会議（日立市、川崎市）

I. 議 題

1. 会計監査人候補者の選定について（非公表）
2. 公的研究費等不正防止計画の見直し等について（一部非公表）

II. 報 告

1. 令和２事業年度財務諸表の承認について
2. 特定母樹等普及促進会議の開催について
3. 森林整備センターの全国安全週間の取組について
4. 令和３年度保険料収入及び保険金支払の実績（暫定値）について（非公表）
5. 「令和３年７月１日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用」にかかる森林保険事務の対応について

III. その他

1. 今後の行事予定について
2. 主要行事
3. 令和３年６月に森林総合研究所が広報した研究成果

IV. 特別講演

新たな森林・林業基本計画について

公的研究費等不正防止計画の見直し等について

1 背景

研究費不正は依然として様々な形で発生していることから、関係省庁（農林水産省、文部科学省）において、①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化の3項目を柱として不正防止対策を強化するとともに、これまでの各機関の取組状況も考慮しつつ、より実効的な取組を促すため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正が令和3年2月から4月に行われた。

森林機構においても、ガイドラインの改正に対応するとともに、これまで講じてきた不正防止のための対策の実施状況を踏まえ、次の3点について公的研究費等不正防止計画の見直し等を行う。

2 概要

(1) ガイドラインの改正への対応

- ① 最高管理責任者である理事長の強力なリーダーシップの下、機関全体で取り組むことが求められることから、役員等と議論を深めるため、理事会において公的研究費等不正防止計画等の審議を行うこととする。
- ② 啓発活動を最高管理責任者の職務の一つとして規定し、公的研究費等の説明会での理事長講話の実施等を行う。
- ③ 公的研究費等のコンプライアンス教育や啓発活動等について、具体的な計画を作成した上で実施する。
- ④ 会計監査人との連携、公的研究費等不正防止計画への反映等監事監査、内部監査の内容の充実を図る。

等ガイドラインの改正に対応した公的研究費等不正防止計画、関係要領等の改正を行う。

(2) 管理・監査の責任体系の明確化

公的研究費についてのコンプライアンス教育等がほぼ一元的に行われている実態を踏まえ、「公的研究費等コンプライアンス推進責任者」を総括審議役に一本化する等責任体系の明確化を行う。

(3) 調達事務の見直し

調達事務について、対象の重点化等より適正な調達と効率的な研究の両立ができるよう見直しを行う。

公的研究費等不正防止計画 (改正案)

平成 28 年 2 月 3 日策定

最終改正：令和 〇 年 〇 月 〇 日 (〇元森林機構第 122402 号)

公的研究費等（本計画においては運営費交付金を含む。）の適正な管理・運営を行うため、「国立研究開発法人森林研究・整備機構における公的研究費等の管理・監査の実施要領」（平成 19 年 10 月 31 日付け 19 森林総研第 1009 号）の第 1 2 4 条第 3 項に基づき、公的研究費等不正防止計画を以下のとおり定める。

公的研究費等不正防止計画の策定・実施に当たっては、毎事業年度ごとに自己点検等を行い、PDCA サイクルの下、実効ある対策を継続的に実施する。

第 1 節 機関内の責任体制の明確化

不正発生要因	不正防止計画
・時間の経過、人事異動等に伴い、責任者の意識や不正防止に向けた取組が低下する。	・公的研究費等に関する説明会を定期的に開催するなどにより、公的研究費等の管理・運営に関わる全ての構成員（以下「関係職員」という。）に対して随時、責任体制の周知や不正防止に係る取組の説明などを行い、意識の向上を図る。

【参考】

公的研究費等の運営・管理の責任者と役割

1 最高管理責任者（理事長）

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）を統括し、公的研究費——等の運営・管理について最終責任を負う。

2 統括管理責任者（理事（企画・総務・森林保険担当））

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の管理・運営について機構全体を総括する。

3 公的研究費等コンプライアンス推進責任者（森林総合研究所に置く総括審議役）

公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、対策を実施し、実施状況を確認する。

4-3 支所等責任者（森林総合研究所（国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程第 2 章第 2 節に規定する組織。以下「研究所」という。）は企画総務部長、支所は支所長、森林総合研究所林木育種センター（国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程第 3 章第 2 節に規定する組織。以下「育種センター」という。）は審議役、育種場は場長及び森林総合研究所森林バイオ研究センター（国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程第 4 章に規定する組織。以下「バイオセンター」という。）はセンター長）

研究所、支所、育種センター、育種場及びバイオセンターにおける公的研究費等の運営・管理について実質的な責任をもつ。

5-4 支所等副責任者（支所等責任者が指名） ~~研究所においては、企画部長、各領域長及び各拠点長、育種センターにおいては、育種部長、育種場においては、育種課長）~~

支所等責任者を補佐する。

6-5 不正防止推進担当部署者（研究管理科） ~~森林総合研究所に置く総括審議役）~~

統括管理責任者、公的研究費等コンプライアンス推進責任者の指示の下、不正防止を推進し、機構全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

不正発生要因	不正防止計画
・異動して来た職員や新規採用者が、研究費をどのように使えばよいか分からない。 ・研究職員と事務職員との間で統一したルールが共有されていない。 府省によるルール変更が、研究職員に伝わっていない。	・公的研究費等に関する説明会を定期的を開催するなどにより、「公的研究費の事務手引き」「科学研究費助成事業（科研費）経理事務手引き」などについて説明、周知する。併せて、説明会の後、所内の電子情報システムを用いて、説明の内容の確認・定着を図る。 ・最新のルールが関係職員に伝わるよう、「公的研究費の事務手引き」等を随時見直し、定期的を開催する公的研究費等に関する説明会において周知する。

(2) 職務権限の明確化

不正発生要因	不正防止計画
・競争的資金に関する職務について、複数の部署が係わるため、責任と権限が曖昧となってしまう。	・以下の担当について関係職員に周知を図り、責任ある職務遂行を図る。 ①外部資金への対応は、応募までは研究企画科、採択後の事務は研究管理科と経理課を担当とする。 ②委託事業と補助事業は研究管理科を担当とする。 ――科研費は、経理事務は経理課、申請や実績報告等学術振興会への対応は研究管理科を担当とする。――

(3) 関係者の意識向上

不正発生要因	不正防止計画
--------	--------

・科研費や委託費等について個人で受けたものの意識が強い。また、公的資金であるという意識が希薄である。 ・研究費を計画的に使用するという意識が希薄である。	・「公的研究費等に係わる職員の行動規範」等を用いて、科研費等は公的資金であること、職員個人ではなく組織として受けていること、コンプライアンスの遵守について徹底することを周知する。 ・公的研究費等の管理・運営に関わる全ての関係職員から、 - 一 機構等の規則等を遵守すること - 二 公的研究費等に関わる不正を行わないこと - 三 規則等に反して不正を行った場合は、機構等及び配分機関による処分を受けること並びに法的な責任を負担すること - 四 <u>コンプライアンス教育のための機構が指定した研修用動画の視聴及び e-learning を受講したこと</u>等について記載した誓約書を提出させる。 なお、特に、新規採用者及び異動者に対しては、着任後直ちに提出させる。 ・全ての研究職員に、研究課題ごとに年間の物品購入等計画書を作成させる。
--	--

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

不正発生要因	不正防止計画
・不正を発見した者が、不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。 ・研究費の不正使用や研究活動の不正行為を行った場合、研究職員に対してどのような応募資格の制限が課せられるのか理解できていない。	・通報者に対する不利益を禁止した「公益通報処理規程」の周知を図る。 ・研究費の不正使用は「競争的資金の適正な執行に関する指針」により、研究活動の不正行為は「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」により、競争的資金への応募制限が課せられることを説明会等を通じて周知する。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

不正発生要因	不正防止計画
・「不正事例が発生していない状態」が「問題がない状態」とであると認識し、不正を発生させる要因の把握を妨げている。	・「不正は常に発生し得る」「不正が発生する危険性はどこにでもある」との認識に立ち、不正防止計画において不正発生要因を抽出する。そのためには、常日頃より他機関における不正事例等の収集を行う。

(2) 不正防止計画の実施

不正発生要因	不正防止計画
不正防止計画の実施に対する意識が希薄である。	- コンプライアンス推進規程及びリスク管理要領に基づく取組と一体的に、現場で実際に問題となっている事項を具体的に把握し、不正防止計画を改訂する際の参考とする。 - 不正防止計画推進委員会を定期的に開催し、不正防止計画の改定や不正防止計画に対する意識の向上とその推進を図る。 <u>不正防止推進についての啓発活動を計画的に行う。</u>

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

(1) 予算管理

不正発生要因	不正防止計画
- 予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中してしまう。 - 年度途中で他機関に異動する場合、予算管理が曖昧になってしまう。 <u>公的研究費等が集中している又は新たに大型の研究費等を獲得した部局等において事務手続きがおろそかになってしまう。</u>	- 物品購入等計画書等に基づき、予算執行状況の確認を行い、特に予算執行が遅れている場合はヒアリング等を行い、計画的な予算執行を促す。 - 物品購入等計画書等に基づく計画的な予算執行を図った上で、残額については早めに返還手続きを行わせる。 - 契約期間内に業務が終了しない恐れが生じた際には、契約期間の変更を行うなど、速やかに契約担当者に連絡するよう周知する。 - 他機関に異動する時点で、予算の残額や購入した研究物品の異動後の取扱いについて報告させる。 <u>予算獲得の段階から、集中的な啓発活動を行う等計画的かつ確実な予算執行を促す。</u>

(2) 旅費

不正発生要因	不正防止計画

・適正な出張、旅費支出のあり方に対する意識が低下する。 ・受託出張と機構の業務出張との重複や出張計画票内容の確認ミスにより、旅費や日当の二重受け取り、過払いが発生する。	・説明会等の場を通じて、適正な出張、旅費支出や出張の計画的な実施に対する意識を高める。 ・出張報告では、学会等に参加する場合は参加証明書や領収書、要旨集・配付資料等を添付させる。また、情報収集や現地調査等の場合は支払った経費や写真、資料等を添付させる。 ・出張計画票の記載内容については、出張手続き担当者において出発時刻等の記載内容を確実に確認するよう注意を促す。 ・受託出張と経常出張が連続する場合は、各々の出張手続き担当者相互に照合を行わせるとともに、必要に応じて出張者や委託者に出張内容等の確認を行わせる。 ・二重受け取り等を防ぐため、コンプライアンス推進室等（研究所においてはコンプライアンス推進室、支所においては地域連携推進室、多摩森林科学園においては業務課、育種センター及びバイオセンターにおいては育種企画課、育種場においては連絡調整課、以下同じ。）が、抽出調査等により旅費の支出内容等の確認を行う。
--	---

(3) 給与・謝金

不正発生要因	不正防止計画
・非常勤職員の勤務時間報告書の内容が実態と異なってしまう場合が生ずる。 ・英文校閲料や翻訳料において、割増請求が行われる恐れがある。	・非常勤職員の勤務時間報告書の作成にあたっては、雇用責任者は勤務時間等について本人確認を行う。 ・勤務時間管理員と研究代表者・研究分担者が異なる場合は、研究代表者等についても勤務時間等について確認させる。 ・非常勤職員の勤務実態を把握するため、コンプライアンス推進室等が不定期に非常勤職員の執務場所に赴き、勤務状況の確認を行う。 ・校閲や翻訳等を発注する場合は、原則として単価契約の相手方とする。調達要求票に予定枚数を記載し、完了した際には依頼原本と成果物を検収調書に添付させる。

(4) 業者、外部との関係

不正発生要因	不正防止計画

・緊急を要する場合は研究職員が直接、取引業者に発注しても良いと間違った認識を持ってしまう。 ・代理店等の営業担当者と研究職員が日常的に接触することが可能である。 ・特定の業者に恣意的に発注することに対し、組織的にチェック出来る体制となっていない。 ・情報収集を行う際に、入札等に係る秘密情報に係る事項を意図せず漏洩してしまう。	・研究職員が営業担当者に直接発注することを禁じる。また、非常勤職員についても同様とする。併せて、発注業務における綱紀保持について、研修の充実を図る。 ・取引業者の入構受付の徹底を図るとともに、取引業者との情報交換の場をオープンスペースに限定する。また、可能な限り複数人で対応する。 ・面談及び電話による打ち合わせ後は「打ち合わせ記録報告書」を作成し、領域長等（研究所においては領域長及び拠点長、支所においては産学官民連携推進調整監、多摩森林科学園においては園長、育種センターにおいては課長及び園長、育種場においては育種課長、バイオセンターにおいてはセンター長、以下同じ。）に提出し確認を受けさせる。 ・入札に係る打ち合わせにメールを使用した場合は、当該メールを領域長等に報告し確認を受けさせる。 ・取引業者に対して、「森林研究・整備機構との契約等に当たっての留意事項」を提示し、不適切な契約を行わない旨の誓約書の提出を要請する。 ・契約決議の段階で、購入先が特定の業者に偏っていないか、見積書を照会した場合にはその照会先が妥当か等を審査する。 ・公的研究費等に関する説明会において定期的に注意を促す。 ・入札に係る業者との打ち合わせ記録を明らかにするため、調達要求票の提出時に「打合せ記録報告書」及び打合せ時のメールの写しを添付させる。
--	---

(5) 物品購入

不正発生要因	不正防止計画
・研究の性質上、研究職員は研究用物品の迅速な調達を望み、正規の手続を経ずに直接業者に注文することがあり得る。 ・真に必要な物品購入等が行われているかについて、組織的にチェック出来る体制となっていない。 ・研究業務の性質上、迅速な物品調達を望む傾向がある中、プリペイド方式のような新商品が出た時、購入の是非について研究	・物品・役務等の発注に当たっては、必ず契約事務担当者を経由することとし、研究職員が直接発注してはならないことを周知する。 ・全ての研究職員に、研究課題ごとに年間の物品購入等計画書を作成させるとともに、実際に物品を購入する際には物品購入等理由書を作成させ、事務職員が購入の妥当性を判断する。 ・物品購入等に係る相談窓口は調達課等（研究所においては調達課、支所・多摩森林科学園においては総務課、育種センターにおいては管理課、育種場に

職員は判断出来ない。また、会計規程上疑義がある案件が生じたときに対応するための相談窓口、所内での検討体制が整っていない。 ・契約後に購入予定の研究物品が不要になったにもかかわらず、契約担当者ではなく、直接業者に連絡してしまう。 ・ある研究職員が別の研究職員の名義を使用して契約手続を行う。名義を使用された者はそのことを知らされていない。	においては連絡調整課、以下同じ。)とし、必要に応じて関係課を招集し、購入手続等について検討を行う。 ・調達課等が研究職員の相談窓口となり、関係課とも相談の上、助言・指示等を行う。 ・研究職員本人以外の名義を使って契約手続が出来ない仕組みを徹底する。
---	---

(6) 検収

不正発生要因	不正防止計画
・目視による現品の確認が困難であるなど特殊な物品等の納品の場合、事務職員では納品時のチェックが十分に出来ない。 ・検収した物品を、取引業者が持ち帰る可能性がある。特に預け金の場合のように、検収担当者がこのような取扱いを予想することは困難である。 <u>・据え付け調整等の設置作業を伴う納品物の場合、納品物の検収だけでは確実に納品設置されたかの確認は困難である。</u>	・検収にあたって専門的な知識又は技能が必要と判断される場合は、発注者の上司等で当該物件に係る専門的な知識又は技能を有する者を「臨時検査職員」に発令して検収を実施する。 なお、この場合、事務職員の検査員を含めた複数人で検収を実施する。 ・物品等の納入先は、原則として検収ルームとする。検収担当者は、検収が終了したら研究職員に当該物品等を取りに来るよう連絡する等により、業者が研究室に物品等を届けることを禁止する。また、納品された物品に検収印又はこれに代わるマーク等を押印する。 <u>・物品等の検収は原則検収ルームにて行うが、据え付け調整等の設置作業を伴う納品物などの場合は、検収担当職員が設置の前後に現場に赴き検収を実施する。</u>

第5節 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	不正防止計画
・研究費の執行に関する相談窓口が周知されていないため、誤った解釈で経費が執行される恐れがある。 ・先輩研究職員等から便利な経理処理であるなどの助言等を受け、不適正な経理処理を行ってしまう。	・毎年、「公的研究費の事務手引き」「科学研究費助成事業（科研費）経理事務手引き」を用いた説明会を開催し、担当部署（相談窓口）の周知を図る。 ・研究職員において、経理処理等で疑義が生じた場合には、調達課等が研究職員の相談窓口となり、関係課とも相談の上、助言・指示等を行う。

第6節 モニタリングの在り方

不正発生要因	不正防止計画
・不正発生リスクの排除に向けた実効性のある内部監査が効果的に実施できない恐れがある。	・監査計画の作成にあたってはあらかじめ不正が発生するリスク要因を勘案して監査対象の範囲や優先度を定め、書面調査のみならず関係者への聞き取り調査や現物確認を行うなど、実効性の高い監査を実施する。 ・内部監査では、科研費の交付を受けている研究課題の概ね10%以上を対象として、会計書類等の監査を行う。また、この内の10%以上について、物品の現物確認や業者に対する取引実態の聞き取り等の監査を行う。 ・内部監査時には、抽出により航空券半券の運賃種別コードの確認や先方へのヒアリングなどを実施し、実施結果を機関内に周知することで効果的に牽制する。 ・取引業者、研究職員、経理担当職員に対して実地検査を実施する。また、購入した物品の使用状況等について、適正に使用されているか定期的に確認する。

国立研究開発法人森林研究・整備機構における公的研究費等の管理・監査の実施要領 (改正案)

平成19年10月31日

19森林総研第1009号

最終改正 令和0年0月0日 (031森林機構第012601号)

第1節 総則

(目的等)

第1条 この要領は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所、森林総合研究所林木育種センター及び森林総合研究所森林バイオ研究センター（以下「森林総合研究所等」という。）における公的研究費等（政府等受託事業費、政府等外受託事業費、補助金、寄付金及び助成金をいう。以下同じ。）の運営・管理に関して必要な事項を定めることにより、適正な取扱いを図ることを目的とする。

2 公的研究費等には、森林総合研究所等に交付されるもの及び個々の研究職員の研究遂行のために交付されるものを含むものとし、個人への補助の性格を有するものであっても、国民の信頼に応えるため、公的研究費等の管理は国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）の責任において行うものとする。

3 この実施要領に定めるもののほか、公的研究費等の管理・監査の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるとともに、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）に準拠する。

第2節 責任体制

(責任体制の整備)

第2条 機構は、公的研究費等の運営・管理を適正に行うための責任体制を整備し、機構の内外に公表するものとする。

2 責任体制にかかる各責任者は、それらの責任が果たされず、不正を招いた場合には処分の対象となる。

(最高管理責任者)

第3条 機構を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、理事長が当たるものとする。

3 最高管理責任者は、公的研究費等の不正な使用（以下「不正」という。）が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のあるような環境・体制の構築を図るものとする。

4 最高管理責任者は、自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど啓発活動を定期的に行うとともに、第4条の統括管理責任者、第5条の公的研究費等コンプライアンス推進責任者及び第6-5条の支所等責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシッ

プを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について機構全体を総括する者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、企画・総務・森林保険担当の理事が当たるものとする。

3 統括管理責任者は、国立研究開発法人森林研究・整備機構コンプライアンス推進規程（20 森林総研第 391 号）及び国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等リスク管理要領（28 森林総研第 1683 号）に基づく取組と一体的に、機構全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

4 統括管理責任者は、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

(公的研究費等コンプライアンス推進責任者)

第5条 公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「公的研究費等コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。

2 公的研究費等コンプライアンス推進責任者は、森林総合研究所に置く総括審議役が当たるものとする。

3 公的研究費等コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を報告する。

4 公的研究費等コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

5 公的研究費等コンプライアンス推進責任者は、定期的に啓発活動を実施する。

6 公的研究費等コンプライアンス推進責任者は、構成員が適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(支所等公的研究費等コンプライアンス推進の責任者)

第 ~~6-5~~ 条 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所（国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程第2章第2節に規定する組織。以下「研究所」という。）、支所、森林総合研究所林木育種センター（国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程第3章第2節に規定する組織。以下「育種センター」という。）、育種場及び森林総合研究所森林バイオ研究センター（国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程第4章に規定する組織。以下「バイオセンター」という。）における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任をもつ ~~コンプライアンス推進の責任者~~（以下、「支所等責任者」という。）を置く。

2 支所等責任者 ~~に~~は、研究所は ~~企画総務~~ 部長、支所は支所長、育種センターは審議役、育種場は場長及びバイオセンターはセンター長が当たるものとする。

3 支所等責任者は、統括管理責任者、公的研究費等コンプライアンス推進責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する組織において下記の対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

一 不正防止を図るため、領域等内の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育（森林総合研究所等の不正対策に関する方針、ルール等の教育）の受講状況を管理監督する。

二 自己の管理監督又は指導する組織において、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員が、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

4 支所等責任者は、自己の管理監督又は指導する組織において公的研究費等を使用する研究の進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、不正行為を防止するよう努めるものとする。

~~5 支所等責任者を補佐する者として、研究所においては、企画部長、各領域長及び各拠点長、育種センターにおいては、育種部長、育種場においては、育種課長を支所等副責任者として置く。~~

5.6 支所等責任者は、必要と認めるときは支所等責任者を補佐するものとして新たに支所等副責任者を指名することができる。

(不正防止推進担当部署者)

第 ~~7-6~~ 条 最高管理責任者は、不正防止を推進し、機構全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するため、不正防止推進担当部署者を置く。

2 不正防止推進担当部署者は、企画部研究管理科とし、統括管理責任者、公的研究費等コンプライアンス推進責任者の指示の下、不正防止推進に係る業務を行う。~~森林総合研究所に置く総括審議役が当たるものとする。~~

3 不正防止推進担当者は、意見交換を行う機会を設けるなど、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行う。

第3節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(事務処理の明確化、統一化)

第 ~~8-7~~ 条 機構は、公的研究費の事務手引き（以下「事務手引き」という。）等を作成し、全ての研究職員及び事務職員に周知するものとする。

2 前項の事務手引きについては、全ての研究職員及び事務職員にとって分かりやすいように作成し、事務手引きの運用と実態が乖離していないか、常に見直しを行うものとする。

(告発等の取扱い)

第 ~~9-8~~ 条 機構は、機構内外からの事務処理手続きに関する相談及び告発等（機構内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など。）に関する通報窓口を次のとおり設置する。

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 一 研究所 | 企画部研究管理科 |
| 二 支所 | 地域連携推進室（多摩森林科学園にあつては業務課） |
| 三 育種センター、バイオセンター | 企画部育種企画課 |
| 四 育種場 | 連絡調整課 |

2 通報窓口は、相談を受けた場合には機構が定める規程及び事務手引きにより対応するものとする。

3 通報窓口は、告発等があった場合は、第 ~~7-6~~ 条に定める不正防止推進担当部署者に報告するものとする。

4 不正防止推進担当部署者は、告発等を受け付けた場合は、迅速かつ確実に最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。

(チェック体制及び責任所在の明確化)

第 ~~10~~⁹ 条 機構は、公的研究費等の執行に関して、チェック体制を構築し、決裁権限と責任の所在を明確にする。

(関係者の意識向上)

第 ~~11~~¹⁰ 条 機構は、公的研究費等に応募し、採択された研究職員に対し、事務手引き及び行動規範について遵守するよう通知する。

2 統括管理責任者は、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示したコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定するものとする。

3 公的研究費等コンプライアンス推進責任者~~不正防止推進担当者~~は、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、他の機関で受講させることも含めて、定期的にコンプライアンス教育や啓発活動を実施しなければならない。

4 公的研究費等コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものとし、定期的に見直しを行う。

~~5~~³ コンプライアンス推進責任者~~不正防止推進担当者~~は、コンプライアンス教育の実施に際しては、受講状況及び理解度を把握するものとする。

~~6~~⁴ 公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員は、他の機関での受講も含めて、定期的にコンプライアンス教育を受講しなければならない。

~~7~~⁵ 公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員は、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出しなければならない。

- 一 機構等の規則等を遵守すること
 - 二 公的研究費等に関わる不正を行わないこと
 - 三 規則等に違反して不正を行った場合は、機構等及び配分機関による処分を受けること並びに法的な責任を負担すること
 - 四 コンプライアンス教育のための機構が指定した研修用動画の視聴及び e-learning を受講したこと
 - 五 その他、理事長が別に指示する服務規律等に関する事項を遵守すること
- 6 公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員は、第 ~~4~~⁶ 項又は第 ~~5~~⁷ 項の規定に違反した場合は、公的研究費等の運営・管理に関わるができないものとする。

第4節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定)

第 ~~12~~¹¹ 条 部署ごとに、第25条に規定する内部監査の結果も踏まえ、規程と運用が乖離している事務処理手続き等、現場で実際に問題となっている事項を具体的に把握する。

2 機構は、不正防止のために次の事項について策定する。

- 一 適切なチェック体制の構築や機構内のルールの一貫を図る。
- 二 別紙1の行動規範について職員に周知し、遵守させる。

3 機構は、不正を発生させる要因を把握し、これら要因に対応するため不正防止計画を策定し、実施するものとする。

4 前2項の策定に当たっては、理事会において審議することとし、最高管理責任者が議論を主導する。

5-4 最高管理責任者は、率先して対応することを機構内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(不正防止計画推進委員会)

第 1 3 ~~12~~ 条 機構は、前条の不正防止計画の策定や実施のため、不正防止計画推進委員会（以下「委員会」）を設置する。

2 委員会は、不正防止計画の策定等のほか、第 1 1 条 2 項に規定する計画、最高管理責任者が諮問する事項に関して調査及び審議を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

3 第 4 条第 3 項の報告は、前項の報告をもってこれに代えることができる。

4 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 統括管理責任者

副委員長 理事（法令遵守担当）

委員 総括審議役、審議役、企画部長、総務部長、監査室長、コンプライアンス推進室長
その他委員長が指名する者

事務局 不正防止推進部署 ~~研究管理科~~

(調査委員会)

第 1 4 ~~13~~ 条 最高管理責任者は、告発等に対して調査が必要と判断するときは、調査委員会を設置することができる。

2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

3 調査委員会は、公的研究費等の取扱いに関する調査のほか、最高管理責任者が諮問する事項に関して調査及び審議を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 調査委員会は、委員 5 名以内をもって組織する。最高管理責任者は、必要に応じ、調査委員を追加指名することができる。

5 調査委員は、公正かつ透明性の確保の観点から、機構に属さない第三者（弁護士、公認会計士又は監査に関する実務に精通している者）を含め、告発者、被告発者との直接の利害関係を有しない者のうちから、最高管理責任者が委嘱する。

6 調査委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

7 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者が必要と認めるときは、別に任期を定めることができる。

8 調査委員会の委員長は、調査委員の互選により選任する。

9 調査委員会は、委員長が選任されるまでは最高管理責任者が招集し、委員長が選任された後は委員長が招集する。

10 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象となっている被告発者等に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

11 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

12 配分機関等への報告及び調査への協力等

一 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告、協議しなければならない。

二 最高管理責任者は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した

者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出する。

三 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告する。

四 最高管理責任者は、上記のほか、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関等に提出する。

五 最高管理責任者は、配分機関等の求めがあれば、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

13 調査結果、事実の認定を受けて処分を検討する場合には、国立研究開発法人森林研究・整備機構における職員の懲戒等に関する規程（17 森林総研第 1555 号）に基づき行うものとする。

第5節 公的研究費等の適正な運営・管理活動

（予算の管理）

第 ~~1514~~ 条 公的研究費等における予算の管理は、国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程（13 森林総研第 56 号。以下「会計規程」という。）第7条第1項及び第2項に規定する経理責任者が管理する。

（予算の執行開始）

第 ~~1615~~ 条 予算の執行は、公的研究費等の契約の締結日から開始する。ただし、公的研究費等の交付先において、特段の定めがある場合を除く。

（予算の執行）

第 ~~1716~~ 条 公的研究費等の予算執行にあたっては、研究目的以外のものには使用することができない。

2 物品の納入・役務の提供及び支払いは、契約書の履行期間までに終了しなければならない。

3 機構は、予算の執行状況を把握し、当初計画に比較し著しく遅れている場合には検証し、問題があれば改善策を講じるものとする。

（直接経費の使用制限）

第 ~~1817~~ 条 直接経費については、次に掲げる事項の経費に使用してはならない。

- 一 建物等の施設の整備に関する経費
- 二 機構で通常備えるべき物品等購入の経費
- 三 研究中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 四 その他契約書で制限している経費

（物品購入等）

第 ~~1918~~ 条 物品等購入等手続きは、国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱要領（13 森林総研第 87 号）に基づき行う。

- 2 発注は、会計規程第7条第1項及び同条第2項に規定する契約責任者が行う。
- 3 学会参加費等の研究職員による直接払（立替払）については、会計規程第 ~~24~~23 条及び国立研究開発法人森林研究・整備機構会計事務取扱要領（13 森林総研第 57 号。以下「会計事務取扱要領」という。）第 ~~33~~40 条の規定に基づき取扱う。

（納品検査）

- 第 ~~2 0~~19 条 納品検査については、国立研究開発法人森林研究・整備機構請負、買入等の監督・検査実施要領（13 森林総研第 90 号。以下「請負、買入等の監督・検査実施要領」という。）第2条に基づき常時検査職員が行う。
- 2 検査にあたって、専門的な知識又は技能を必要と認められるものについては、前項の規定にかかわらず、検査できる研究職員に臨時検査職員を発令し行う。
 - 3 検査方法は、請負、買入等の監督・検査実施要領第6条に基づき、契約の相手方等から納品書等を提出させ、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類をもとに給付の内容及び数量等を検査する。

（引渡し）

- 第 ~~2 1~~20 条 検査職員は、前条の検査を実施し、合格した場合には、請負、買入等の監督・検査実施要領第8条に基づき検収調書を作成する。

（内国・外国旅行）

- 第 ~~2 2~~21 条 内国・外国旅行の事務手続きは、国立研究開発法人森林研究・整備機構旅費規程（13 森林総研第 59 号）及び国立研究開発法人森林研究・整備機構旅費事務取扱要領（13 森林総研第 60 号）に基づき取扱う。
- 2 研究職員の出張計画の実行状況等については、領域長等及び旅費事務担当者においても把握に努める。

（賃金）

- 第 ~~2 3~~22 条 賃金の事務手続きは次に掲げる事項のとおりとする。
- 一 非常勤職員の採用や契約更新をする場合は、国立研究開発法人森林研究・整備機構非常勤職員就業規則（13 森林総研第 37 号）及び国立研究開発法人森林研究・整備機構非常勤職員就業規則の運用について（16 森林総研第 20 号）に基づく取扱いとし、雇用通知書を被雇用者に交付する。
 - 二 勤務時間管理員又は勤務時間管理員補助者は、非常勤職員の出勤状況を出勤簿及び休暇簿等で確認し、その勤務状況を毎翌月、勤務時間報告書をもって報告するものとする。

（支払方法）

- 第 ~~2 4~~23 条 会計事務取扱要領第 ~~28~~35 条に基づき振込又は現金による支払いとする。

（内部監査）

- 第 ~~2 5~~24 条 内部監査は、国立研究開発法人森林研究・整備機構内部監査規程（13 森林総研第 93 号）第14条の規定に基づき実施する。
- 2 内部監査の実施にあたっては、監事及び会計監査法人と連携する。

(内部監査の種類及び方法)

第 ~~2 6 25~~ 条 公的研究費等の中から無作為に抽出した研究課題について、次に掲げる事項の監査を毎年実施し、監査報告書を作成し理事長に提出する。

一 通常監査

機構が公的研究費等の交付を受けている研究課題数のうち概ね 10%を対象として書面による監査を行う

二 特別監査

通常監査を行う研究課題数のうち概ね 10%を対象に特別の監査を行う。

三 臨時監査

不適正な執行を疑う行為及び告発等があった場合等について理事長が必要と認めた場合に監査を行う。

(通常監査の内容)

第 ~~2 7 26~~ 条 通常監査においては、次に掲げる事項について監査する。

- 一 預金口座及び収支簿等に関する事。
- 二 契約書又は交付申請書との整合性に関する事。
- 三 再委託又は分担金の配付に関する事。
- 四 物品の購入に関する事。
- 五 出張に関する事。
- 六 謝金及び賃金に関する事。
- 七 間接経費に関する事。
- 八 立替払に関する事。
- 九 仕訳に関する事。
- 十 関係書類（預金通帳等）に関する事。
- 十一 実績報告書に関する事。

(特別監査の内容)

第 ~~2 8 27~~ 条 通常監査の各項目について、公的研究費等の使用状況や納品の状況等、事実関係の確認を行うとともに一定金額以上の設備・備品に関しては、使用状況の確認の監査を行う。

第6節 その他

(意識調査)

第 ~~2 9 28~~ 条 機構は、行動規範や各種ルール等について、研究職員及び事務職員のコンプライアンス意識の浸透度調査を行い、各種ルール等の周知に努めるものとする。

(管理・監査状況の公表)

第 ~~3 0 29~~ 条 公的研究費等に関する管理・監査状況に関する報告書を作成し、ホームページ等により公表するものとする。

附則（平成 19 年 10 月 31 日 19 森林総研第 1009 号）

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 9 月 1 日 23 森林総研第 714 号）

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 3 月 31 日 26 森林総研第 1500 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 2 月 2 日 27 森林総研第 1405 号）

この規程は、平成 28 年 2 月 2 日から施行する。

附則（平成 28 年 3 月 31 日 27 森林総研第 1810 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 31 日 28 森林総研第 1784 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 4 月 2 日 30 森林機構第 010236 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附則（令和元年 5 月 8 日 31 森林機構第 012601 号）

この規程は、令和元年 5 月 8 日から施行する。

附則（令和 3 年〇月〇日 〇号）

この規程は、令和 3 年〇月〇日から施行する。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要

（平成19年10月1日付19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）

改正の背景

- ガイドラインに基づく管理・監査体制については、各研究機関において土台となる基本的体制が整備され、不正防止の取組が行われてきたが、各省庁等において依然として研究費不正が発生し続けている。このため、文部科学省では令和3年2月にガイドラインの改正を実施。統一的な運用等がなされるよう当省のガイドラインについても改正を行う。
 - 【件数】平成26年度のガイドライン改正後も、当省において昨年度1件、今年度2件と続けて発生。
 - 【種別】以前は「物品・役務」の不正が発生。近年は「謝金・給与」及び「旅費」の不正が発生。また、組織的不正が発生。
 - 【要因】①不正防止のPDCAサイクルの形骸化、②組織全体への不正防止意識の不徹底、③内部牽制の脆弱化
- 我が国の科学技術・学術の発展のためには、研究費不正を起こさない環境を構築し、不正を根絶することが急務。

改正の内容 ～研究費不正根絶のために～

- 研究機関全体の意識改革を図り、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために、以下の3項目を柱に不正防止対策を強化。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、従前のガイドラインの記述の具体化・明確化を図る。

<不正防止対策強化の3本柱>

ガバナンスの強化

～不正根絶に向けた最高管理責任者のリーダーシップと役割の明確化～

- ✓ 最高管理責任者による不正根絶への強い決意表明と役員会等での審議の要件化
- ✓ 監事に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化
- ✓ 効果的な内部統制運用のため不正防止のPDCAサイクルを徹底
 - 【不正防止計画への内部監査結果の反映等】
- ✓ 研究費が適切に使用・管理されるよう研究機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握、指導するための履行状況調査等を配分機関においても実施

意識改革

～コンプライアンス教育・啓発活動による全構成員への不正防止意識の浸透～

- ✓ 統括管理責任者が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ✓ 不正根絶に向けた啓発活動（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化
- ✓ 啓発活動は、コンプライアンス教育と併用・補完し内部監査の結果など認識の共有を図る
- ✓ コンプライアンス教育のための研修用ビデオの視聴とe-learningを受講した旨、誓約書の記載に追加し提出を義務付け

不正防止システムの強化

～監査機能の強化と不正を行える「機会」の根絶～

- ✓ 内部監査の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画を要件化
- ✓ 監事・会計監査人・内部監査部門の連携を強化し、不正防止システムのチェック機能を強化
- ✓ コーポレートカードの利用等、研究者を支払いに関与させない支出方法の導入等

整備

各研究機関：令和3年度中に各研究機関において、改正後ガイドラインに対応した体制整備を推進（R3.4.1改正周知予定）
農林水産省及び配分機関（生研支援センター）：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）骨子

第1節 機関内の責任体系の明確化

- （1）競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 ※最高管理責任者及び統括管理責任者の役割を追加
- （2）監事に求められる役割の明確化 【新設】

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- （1）コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透） ※啓発活動を新設、誓約書に盛り込む事項を追加
- （2）ルールの明確化・統一化
- （3）職務権限の明確化
- （4）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化 ※調査委員会は第三者を複数名含むことを明記

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- （1）不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置 ※不正防止計画推進部署と内部監査部門の連携の強化
- （2）不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施 ※不正防止計画へ内部監査結果を反映させることを追加

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

※コーポレートカードの利用等による不正防止対策の強化

第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

※内部監査における専門的知識を有する者（公認会計士等）の活用
※監事・会計監査人・内部監査部門の連携
※内部監査結果の周知と機関全体としての再発防止の徹底

第7節 農林水産省、配分機関による研究機関に対するモニタリング、指導等及び是正措置の在り方

※配分機関も研究機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握し、改善を促すため履行状況調査等を実施

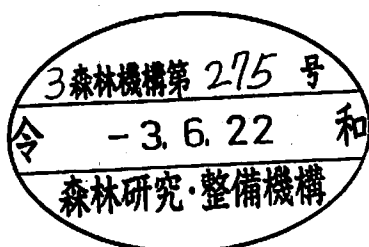
第8節 農林水産省、配分機関による競争的研究費等における不正への対応

理 事 会 資 料

令和３年７月９日

令和２事業年度財務諸表の承認について

本年度第３回理事会において承認された「令和２事業年度財務諸表」については、６月１５日付けで農林水産大臣へ提出したところですが、別紙のとおり、６月２２日付けで農林水産大臣から承認の通知があったので報告します。



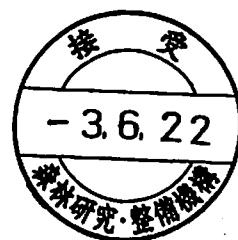
農林水産省指令 3 林整研第95号

茨城県つくば市松の里 1 番地
国立研究開発法人森林研究・整備機構
理事長 浅 野 透

令和 3 年 6 月 15 日付け 3 森林機構第 275 号をもって申請のあった国立研究開発法人
森林研究・整備機構の令和 2 事業年度財務諸表は、独立行政法人通則法（平成 11 年
法律第 103 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、申請のとおり承認する。

令和 3 年 6 月 22 日

農林水産大臣 野 上 浩太郎



令和 2 事業年度 (抜粋)

財 務 諸 表

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

貸借対照表

(令和3年3月31日)

(法人単位)

(単位:円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		20,929,233,525	
有価証券		1,950,000,000	
林道割賦売掛金		6,117,719,996	
特定地域整備割賦売掛金		1,094,897,032	
農用地整備割賦売掛金		6,329,162,733	
棚卸資産			
貯蔵品	953,825	953,825	
前払費用		28,799,003	
未収収益		17,304,479	
未収入金		377,423,783	
賞与引当金見返 (注)		714,309,541	
未収還付消費税等		417,813,402	
その他の流動資産		116,456,329	
流動資産合計			38,094,073,648

II 固定資産

1 有形固定資産

水源林		1,095,095,927,206	
建物	22,051,074,174		
減価償却累計額	△ 14,173,027,964		
減損損失累計額	△ 5,262,315	7,872,783,895	
構築物	3,849,751,012		
減価償却累計額	△ 2,639,534,707		
減損損失累計額	△ 362,236	1,209,854,069	
機械装置	109,336,484		
減価償却累計額	△ 108,982,107	354,377	
車両運搬具	138,599,662		
減価償却累計額	△ 111,680,019	26,919,643	
工具器具備品	5,781,772,866		
減価償却累計額	△ 5,003,333,520	778,439,346	
土地	33,465,517,948		
減損損失累計額	△ 139,200,000	33,326,317,948	
建設仮勘定		8,229,172	
有形固定資産合計			1,138,318,825,656

2 無形固定資産

特許権		8,740,071	
商標権		2,173,449	
ソフトウェア		375,644,671	
電話加入権		868,000	
工業所有権仮勘定		6,556,219	
無形固定資産合計			393,982,410

3 投資その他の資産

投資有価証券		15,700,000,000	
長期性預金		6,500,000,000	
敷金・保証金		155,231,338	
退職給付引当金見返 (注)		6,181,176,888	
その他の預託金		286,470	
投資その他の資産合計			28,536,694,696

固定資産合計 1,167,249,502,762

資産合計 1,205,343,576,410

負債の部

I 流動負債

支払備金		415,902,000	
預り寄附金（注）		10,930,499	
預り補助金等（注）		718,959,680	
短期借入金		13,220,759,000	
リース債務（短期）		22,323,075	
未払金		2,006,980,908	
未払費用		140,968,688	
前受金		87,584,935	
預り金		279,797,329	
引当金			
賞与引当金	737,189,808	737,189,808	
仮受金		42,793,300	
流動負債合計			17,684,189,222

II 固定負債

責任準備金		4,768,317,000	
資産見返負債（注）			
資産見返運営費交付金	1,638,925,866		
資産見返補助金等	258,633,556		
資産見返物品受贈額	6,808,452		
資産見返寄附金	53,473,174		
建設仮勘定見返運営費交付金	8,229,172	1,966,070,220	
長期借入金		102,243,445,000	
リース債務（長期）		37,764,063	
引当金			
退職給付引当金	9,696,216,672	9,696,216,672	
固定負債合計			118,711,812,955
負債合計			136,396,002,177

純資産の部

I 資本金

政府出資金		823,207,100,380	
資本金合計			823,207,100,380

II 資本剰余金

資本剰余金		249,600,087,334	
その他行政コスト累計額（注）			
減価償却相当累計額（△）	△ 15,954,609,530		
減損損失相当累計額（△）	△ 146,743,713		
除売却差額相当累計額（△）	△ 18,936,493,751	△ 35,037,846,994	
資本剰余金合計			214,562,240,340

III 利益剰余金

利益剰余金		31,178,233,513	
純資産合計			1,068,947,574,233
負債純資産合計			1,205,343,576,410

（注）これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(法人単位)

(単位:円)

I 損益計算書上の費用

研 究 業 務 費	10,196,057,794	
分 収 造 林 原 価	109,401,119	
販 売 ・ 解 約 事 務 費	535,343,768	
水 源 環 境 林 業 務 費	26,199,800	
復 興 促 進 業 務 費	34,870,000	
保 険 引 受 費 用	317,711,494	
保 険 業 務 費	636,439,750	
一 般 管 理 費	2,422,706,800	
財 務 費 用	889,035,588	
雑 損	89,718,280	
臨 時 損 失	20,025,554	
損益計算書上の費用合計		15,277,509,947

II その他行政コスト

減 価 償 却 相 当 額 (注)	752,368,536	
減 損 損 失 相 当 額 (注)	379,860,049	
除 売 却 差 額 相 当 額 (注)	1,257,019,598	
その他行政コスト合計		2,389,248,183

III 行政コスト

17,666,758,130

(注)これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損 益 計 算 書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(法人単位)

(単位:円)

経常費用

研究業務費

人件費	6,266,268,403	
賞与引当金繰入	446,041,170	
退職給付費用	442,257,668	
業務委託費	673,473,909	
減価償却費	381,593,223	
賃借料	122,537,074	
水道光熱費	268,677,830	
消耗備品費	818,815,580	
その他研究業務費	776,392,937	10,196,057,794

分収造林原価		109,401,119
--------	--	-------------

販売・解約事務費		535,343,768
----------	--	-------------

水源環境林業務費		26,199,800
----------	--	------------

復興促進業務費		34,870,000
---------	--	------------

保険引受費用

支払保険金	304,401,966	
払戻金	13,309,528	317,711,494

保険業務費

人件費	97,662,659	
賞与引当金繰入	809,699	
退職給付費用	8,541,990	
事務委託費	393,183,658	
減価償却費	31,491,532	
賃借料	12,843,585	
消耗備品費	203,412	
諸経費	63,701,667	
その他保険業務費	28,001,548	636,439,750

一般管理費

人件費	1,515,472,739	
賞与引当金繰入	97,140,307	
退職給付費用	115,612,548	
減価償却費	67,751,940	
賃借料	114,449,724	
消耗備品費	83,857,108	
諸経費	59,040,011	
その他一般管理費	369,382,423	2,422,706,800

財務費用

支払利息	67,410	
借入金利息	888,968,178	889,035,588

雑損		89,718,280
----	--	------------

経常費用合計		15,257,484,393
--------	--	----------------

経常収益		
運営費交付金収益（注）	9,549,130,707	
施設費収益（注）	58,922,535	
手数料収入	3,575,423	
成果普及等事業収入	9,746,188	
受託収入		
政府等受託研究収入	203,107,096	
政府等以外受託研究収入	451,097,451	
その他受託収入	15,973,832	670,178,379
分収造林収入		401,208,120
販売・解約事務費収入		545,357,682
保険引受収益		
保険料収入	1,808,644,190	
支払備金戻入	26,174,000	
責任準備金戻入	149,232,000	1,984,050,190
割賦利息収入		304,631,811
国庫補助金等収益（注）		1,282,007,728
財産賃貸収入		987,719
寄附金収益（注）		81,800,251
水源環境林負担金収入		2,619,980
資産見返負債戻入（注）		
資産見返運営費交付金戻入	286,560,787	
資産見返補助金等戻入	49,655,639	
資産見返物品受贈額戻入	2,030,294	
資産見返寄附金戻入	19,486,883	357,733,603
賞与引当金見返に係る収益（注）		538,493,559
退職給付引当金見返に係る収益（注）		509,574,958
財務収益		
受取利息	8,130,683	
有価証券利息	121,582,379	129,713,062
雑益		572,245,386
経常収益合計		17,001,977,281
経常損益		1,744,492,888
臨時損失		
固定資産除却損	687,545	
減損損失	6,631,334	
科学研究費助成事業返還額	12,706,675	20,025,554
当期純利益		1,724,467,334
前中長期目標期間繰越積立金取崩額（注）		576,113,403
当期総利益		2,300,580,737

（注）これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純資産変動計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(法人単位)

(単位:円)

	I 資本金	II 資本剰余金					III 利益剰余金(又は繰越欠損金)	純資産合計
	政府 出資金	資本剰余金	その他行政コスト累計額			資本剰余金合計		
			減価償却相当累計 額(△)	減損損失相当累計 額(△)	除売却差額相当累 計額(△)			
当期首残高	812,465,100,381	229,921,354,623	△ 15,240,747,265	△ 146,707,830	△ 17,261,143,716	197,272,755,812	29,453,766,179	1,039,191,622,372
当期変動額								
I 資本金の当期変動額								
出資金の受入	10,771,000,000							10,771,000,000
不要財産に係る国庫納付等による減資	△ 29,000,001							△ 29,000,001
II 資本剰余金の当期変動額								
固定資産の取得		19,678,732,710				19,678,732,710		19,678,732,710
固定資産の除売却			38,506,271	379,824,166	△ 1,675,350,035	△ 1,257,019,598		△ 1,257,019,598
減価償却			△ 752,368,536			△ 752,368,536		△ 752,368,536
固定資産の減損				△ 379,860,049		△ 379,860,049		△ 379,860,049
不要財産に係る国庫納付等		1				1		1
III 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額							1,724,467,334	1,724,467,334
当期変動額合計	10,741,999,999	19,678,732,711	△ 713,862,265	△ 35,883	△ 1,675,350,035	17,289,484,528	1,724,467,334	29,755,951,861
当期末残高	823,207,100,380	249,600,087,334	△ 15,954,609,530	△ 146,743,713	△ 18,936,493,751	214,562,240,340	31,178,233,513	1,068,947,574,233

キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(法人単位)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料又はサービスの購入による支出	△ 25,487,864,487
保険金の支払額	△ 287,606,371
人件費支出	△ 11,706,480,676
その他の業務支出	△ 1,578,771,088
科学研究費補助金支出	△ 334,052,915
消費税還付による収入	33,809,082
運営費交付金収入	10,802,644,000
保険料収入	1,822,749,739
政府交付金収入	85,200,000
受託収入	584,388,263
成果普及等事業収入	10,232,632
手数料収入	3,510,442
科学研究費補助金収入	345,352,751
造林事業収入	865,373,796
林道事業収入	2,031,593,319
特定地域等整備等事業収入	2,231,891,402
国庫補助金等収入	20,816,122,635
補助金等の精算による返還金の支出	△ 991,022
寄附金収入	16,665,230
その他の事業収入等	99,424,808
預り金の増減	<u>33,105,967</u>
小計	386,297,507
利息の受取額	438,801,858
利息の支払額	△ 932,032,493
国庫納付金の支払額	<u>△ 63,000</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 106,996,128

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

定期預金の払戻による収入	500,000,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 919,489,239
敷金及び保証金の差入による支出	△ 4,867,238
敷金及び保証金の回収による収入	12,392,200
投資その他の資産の取得による支出	△ 59,900
貸付金の回収による収入	2,000,000
施設費による収入	249,256,000
施設費の精算による返還金の支出	<u>△ 38,397,580</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 199,165,757

Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	6,230,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 14,918,789,000
政府出資金の受入れによる収入	10,771,000,000
リース債務の返済による支出	<u>△ 22,074,913</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,060,136,087
Ⅳ 資金増加額又は減少額(△)	<u>1,753,974,202</u>
Ⅴ 資金期首残高	<u>19,175,259,323</u>
Ⅵ 資金期末残高	<u><u>20,929,233,525</u></u>

16-2 貸借対照表

(単位:円)

科 目	研究・育種勘定	水源林勘定	森林保険勘定	特定地域整備等勘定	調整	法人単位
資産の部						
I 流動資産						
現金及び預金	2,115,821,610	8,659,244,550	6,729,987,439	3,424,179,926	-	20,929,233,525
有価証券	-	-	1,950,000,000	-	-	1,950,000,000
林道割賦売掛金	-	-	-	6,117,719,996	-	6,117,719,996
特定地域整備割賦売掛金	-	-	-	1,094,897,032	-	1,094,897,032
農用地整備割賦売掛金	-	-	-	6,329,162,733	-	6,329,162,733
棚卸資産	953,825	-	-	-	-	953,825
貯蔵品	953,825	-	-	-	-	953,825
前払費用	13,202,795	15,593,820	-	2,388	-	28,799,003
未収収益	-	6	3,425,937	13,878,536	-	17,304,479
未収入金	319,040,831	6,508,739	51,873,208	1,005	-	377,423,783
賞与引当金見返	498,491,677	213,507,294	-	2,310,570	-	714,309,541
未収還付消費税等	9,797,005	405,509,697	-	2,506,700	-	417,813,402
その他の流動資産	-	116,456,329	-	-	-	116,456,329
流動資産合計	2,957,307,743	9,416,820,435	8,735,286,584	16,984,658,886	-	38,094,073,648
II 固定資産						
1 有形固定資産	41,326,394,964	1,096,469,038,926	7,312,473	516,079,293	-	1,138,318,825,656
水源林	-	1,095,095,927,206	-	-	-	1,095,095,927,206
建物	7,866,899,529	5,884,362	-	4	-	7,872,783,895
構築物	1,175,634,747	23,040,522	1,775,053	9,403,747	-	1,209,854,069
機械装置	354,377	-	-	-	-	354,377
車両運搬具	26,919,643	-	-	-	-	26,919,643
工具器具備品	696,809,548	75,448,836	5,537,420	643,542	-	778,439,346
土地	31,551,547,948	1,268,738,000	-	506,032,000	-	33,326,317,948
建設仮勘定	8,229,172	-	-	-	-	8,229,172
2 無形固定資産	106,863,885	95,700,053	144,403,935	47,014,537	-	393,982,410
特許権	8,740,071	-	-	-	-	8,740,071
商標権	1,616,087	531,332	26,030	-	-	2,173,449
ソフトウェア	89,771,508	94,848,721	144,377,905	46,646,537	-	375,644,671
電話加入権	180,000	320,000	-	368,000	-	868,000
工業所有権仮勘定	6,556,219	-	-	-	-	6,556,219
3 投資その他の資産	6,143,212,486	128,729,044	22,212,454,200	52,298,966	-	28,536,694,696
投資有価証券	-	-	15,700,000,000	-	-	15,700,000,000
長期性預金	-	-	6,500,000,000	-	-	6,500,000,000
敷金・保証金	-	128,729,044	12,454,200	14,048,094	-	155,231,338
退職給付引当金見返	6,142,926,016	-	-	38,250,872	-	6,181,176,888
その他の預託金	286,470	-	-	-	-	286,470
固定資産合計	47,576,471,335	1,096,693,468,023	22,364,170,608	615,392,796	-	1,167,249,502,762
資産合計	50,533,779,078	1,106,110,288,458	31,099,457,192	17,600,051,682	-	1,205,343,576,410

科 目	研究・育種勘定	水源林勘定	森林保険勘定	特定地域整備等勘定	調整	法人単位
負債の部						
I 流動負債						
支払備金	-	-	415,902,000	-	-	415,902,000
預り寄附金	10,930,499	-	-	-	-	10,930,499
預り補助金等	-	-	-	718,959,680	-	718,959,680
短期借入金	-	9,602,230,000	-	3,618,529,000	-	13,220,759,000
リース債務(短期)	-	20,455,569	1,696,941	170,565	-	22,323,075
未払金	1,344,760,759	344,497,338	142,684,179	175,038,632	-	2,006,980,908
未払費用	90,065,944	10,226,618	38,278,390	2,397,736	-	140,968,688
前受金	16,677,571	-	70,907,364	-	-	87,584,935
預り金	259,946,239	18,028,689	985,600	836,801	-	279,797,329
引当金	498,491,677	213,507,294	20,687,989	4,502,848	-	737,189,808
賞与引当金	498,491,677	213,507,294	20,687,989	4,502,848	-	737,189,808
仮受金	-	42,793,300	-	-	-	42,793,300
流動負債合計	2,220,872,689	10,251,738,808	691,142,463	4,520,435,262	-	17,684,189,222
II 固定負債						
責任準備金	-	-	4,768,317,000	-	-	4,768,317,000
資産見返負債	1,774,007,076	140,073,763	2,832,980	49,156,401	-	1,966,070,220
資産見返運営費交付金	1,638,925,866	-	-	-	-	1,638,925,866
資産見返補助金等	69,403,392	140,073,763	-	49,156,401	-	258,633,556
資産見返物品受贈額	3,975,472	-	2,832,980	-	-	6,808,452
資産見返寄附金	53,473,174	-	-	-	-	53,473,174
建設仮勘定見返運営費交付金	8,229,172	-	-	-	-	8,229,172
長期借入金	-	93,992,770,000	-	8,250,675,000	-	102,243,445,000
リース債務(長期)	-	34,604,870	2,870,704	288,489	-	37,764,063
引当金	6,142,926,016	2,283,674,637	4,035,824	1,265,580,195	-	9,696,216,672
退職給付引当金	6,142,926,016	2,283,674,637	4,035,824	1,265,580,195	-	9,696,216,672
固定負債合計	7,916,933,092	96,451,123,270	4,778,056,508	9,565,700,085	-	118,711,812,955
負債合計	10,137,805,781	106,702,862,078	5,469,198,971	14,086,135,347	-	136,396,002,177
純資産の部						
I 資本金						
政府出資金	48,959,155,297	772,942,659,170	-	1,305,285,913	-	823,207,100,380
政府出資金	48,959,155,297	772,942,659,170	-	1,305,285,913	-	823,207,100,380
II 資本剰余金	△9,428,577,832	223,960,618,170	-	30,200,002	-	214,562,240,340
資本剰余金	8,594,892,684	240,974,994,648	-	30,200,002	-	249,600,087,334
その他行政コスト累計額	△18,023,470,516	△17,014,376,478	-	-	-	△35,037,846,994
減価償却相当累計額(△)	△15,954,609,530	-	-	-	-	△15,954,609,530
減損損失相当累計額(△)	△146,743,713	-	-	-	-	△146,743,713
除売却差額相当累計額(△)	△1,922,117,273	△17,014,376,478	-	-	-	△18,936,493,751
III 利益剰余金	865,395,832	2,504,149,040	25,630,258,221	2,178,430,420	-	31,178,233,513
前中長期目標期間繰越積立金	34,150,762	-	21,946,111,862	1,563,614,314	-	23,543,876,938
積立金	308,759,340	1,739,776,635	2,768,906,435	516,333,428	-	5,333,775,838
当期未処分利益(△当期未処理損失)	522,485,730	764,372,405	915,239,924	98,482,678	-	2,300,580,737
(うち当期総利益(△当期総損失))	(522,485,730)	(764,372,405)	(915,239,924)	(98,482,678)	-	2,300,580,737
純資産合計	40,395,973,297	999,407,426,380	25,630,258,221	3,513,916,335	-	1,068,947,574,233
負債純資産合計	50,533,779,078	1,106,110,288,458	31,099,457,192	17,600,051,682	-	1,205,343,576,410
(参考) 減価償却累計額	△21,829,253,349	△161,067,543	△10,226,272	△36,011,153	-	△22,036,558,317
減損損失累計額	△139,781,192	-	-	△5,043,359	-	△144,824,551

16-3 行政コスト計算書

(単位:円)

科 目	研究・育種勘定	水源林勘定	森林保険勘定	特定地域整備等勘定	調 整	法人単位
I 損益計算書上の費用						
研 究 業 務 費	10,196,057,794	-	-	-	-	10,196,057,794
分 収 造 林 原 価	-	109,401,119	-	-	-	109,401,119
販 売 ・ 解 約 事 務 費	-	535,343,768	-	-	-	535,343,768
水 源 環 境 林 業 務 費	-	26,199,800	-	-	-	26,199,800
復 興 促 進 業 務 費	-	34,870,000	-	-	-	34,870,000
保 険 引 受 費 用	-	-	317,711,494	-	-	317,711,494
保 険 業 務 費	-	-	648,439,750	-	△12,000,000	636,439,750
一 般 管 理 費	1,212,498,826	808,298,605	232,565,747	169,343,622	-	2,422,706,800
財 務 費 用	-	681,987,511	61,263	206,986,814	-	889,035,588
雑 損 損	22,245,868	5,203,687	-	62,268,725	-	89,718,280
臨 時 損 失	14,294,650	-	687,545	5,043,359	-	20,025,554
損益計算書上の費用合計	11,445,097,138	2,201,304,490	1,199,465,799	443,642,520	△12,000,000	15,277,509,947
II その他行政コスト						
減 価 償 却 相 当 額	752,368,536	-	-	-	-	752,368,536
減 損 損 失 相 当 額	343,757	379,516,292	-	-	-	379,860,049
除 売 却 差 額 相 当 額	5,495,517	1,251,524,081	-	-	-	1,257,019,598
その他行政コスト合計	758,207,810	1,631,040,373	-	-	-	2,389,248,183
III 行政コスト	12,203,304,948	3,832,344,863	1,199,465,799	443,642,520	△12,000,000	17,666,758,130

16-4 損益計算書

(単位:円)

科 目	研究・育種勘定	水源林勘定	森林保険勘定	特定地域整備等勘定	調 整	法人単位
経常費用						
研究業務費	10,196,057,794	-	-	-	-	10,196,057,794
人件費	6,266,268,403	-	-	-	-	6,266,268,403
賞与引当金繰入	446,041,170	-	-	-	-	446,041,170
退職給付費用	442,257,668	-	-	-	-	442,257,668
業務委託費	673,473,909	-	-	-	-	673,473,909
減価償却費	381,593,223	-	-	-	-	381,593,223
賃借料	122,537,074	-	-	-	-	122,537,074
水道光熱費	268,677,830	-	-	-	-	268,677,830
消耗備品費	818,815,580	-	-	-	-	818,815,580
その他研究業務費	776,392,937	-	-	-	-	776,392,937
分収造林原価	-	109,401,119	-	-	-	109,401,119
販売・解約事務費	-	535,343,768	-	-	-	535,343,768
水源環境林業務費	-	26,199,800	-	-	-	26,199,800
復興促進業務費	-	34,870,000	-	-	-	34,870,000
保険引受費用	-	-	317,711,494	-	-	317,711,494
支払保険金	-	-	304,401,966	-	-	304,401,966
払戻金	-	-	13,309,528	-	-	13,309,528
保険業務費	-	-	648,439,750	-	△12,000,000	636,439,750
人件費	-	-	97,662,659	-	-	97,662,659
賞与引当金繰入	-	-	809,699	-	-	809,699
退職給付費用	-	-	8,541,990	-	-	8,541,990
事務委託費	-	-	405,183,658	-	△12,000,000	393,183,658
減価償却費	-	-	31,491,532	-	-	31,491,532
賃借料	-	-	12,843,585	-	-	12,843,585
消耗備品費	-	-	203,412	-	-	203,412
諸経費	-	-	63,701,667	-	-	63,701,667
その他保険業務費	-	-	28,001,548	-	-	28,001,548
一般管理費	1,212,498,826	808,298,605	232,565,747	169,343,622	-	2,422,706,800
人件費	775,947,843	477,370,526	152,706,799	109,447,571	-	1,515,472,739
賞与引当金繰入	52,450,507	37,691,312	2,495,640	4,502,848	-	97,140,307
退職給付費用	64,908,497	24,302,798	12,145,999	14,255,254	-	115,612,548
減価償却費	31,118,954	26,883,318	6,633,178	3,116,490	-	67,751,940
賃借料	5,157,981	78,950,399	14,434,962	15,906,382	-	114,449,724
消耗備品費	58,262,033	14,114,140	11,045,263	435,672	-	83,857,108
諸経費	-	28,654,341	17,253,014	13,132,656	-	59,040,011
その他一般管理費	224,653,011	120,331,771	15,850,892	8,546,749	-	369,382,423
財務費用	-	681,987,511	61,263	206,986,814	-	889,035,588
支払利息	-	-	61,263	6,147	-	67,410
借入金利息	-	681,987,511	-	206,980,667	-	888,968,178
雑損	22,245,868	5,203,687	-	62,268,725	-	89,718,280
経常費用合計	11,430,802,488	2,201,304,490	1,198,778,254	438,599,161	△12,000,000	15,257,484,393

(単位:円)

科 目	研究・育種勘定	水源林勘定	森林保険勘定	特定地域整備等勘定	調 整	法人単位
経常収益						
運営費交付金収益	9,549,130,707	-	-	-	-	9,549,130,707
施設費収益	58,922,535	-	-	-	-	58,922,535
手数料収入	3,575,423	-	-	-	-	3,575,423
成果普及等事業収入	9,746,188	-	-	-	-	9,746,188
受託収入	682,178,379	-	-	-	△12,000,000	670,178,379
政府等受託研究収入	203,107,096	-	-	-	-	203,107,096
政府等以外受託研究収入	463,097,451	-	-	-	△12,000,000	451,097,451
その他受託収入	15,973,832	-	-	-	-	15,973,832
分収造林収入	-	401,208,120	-	-	-	401,208,120
販売・解約事務費収入	-	545,357,682	-	-	-	545,357,682
保険引受収益	-	-	1,984,050,190	-	-	1,984,050,190
保険料収入	-	-	1,808,644,190	-	-	1,808,644,190
支払備金戻入	-	-	26,174,000	-	-	26,174,000
責任準備金戻入	-	-	149,232,000	-	-	149,232,000
割賦利息収入	-	-	-	304,631,811	-	304,631,811
国庫補助金等収益	144,387,571	1,087,173,795	-	50,446,362	-	1,282,007,728
財産賃貸収入	987,719	-	-	-	-	987,719
寄附金収益	81,800,251	-	-	-	-	81,800,251
水源環境林負担金収入	-	2,619,980	-	-	-	2,619,980
資産見返負債戻入	329,214,269	26,883,325	926,596	709,413	-	357,733,603
資産見返運営費交付金戻入	286,560,787	-	-	-	-	286,560,787
資産見返補助金等戻入	22,062,901	26,883,325	-	709,413	-	49,655,639
資産見返物品受贈額戻入	1,103,698	-	926,596	-	-	2,030,294
資産見返寄附金戻入	19,486,883	-	-	-	-	19,486,883
賞与引当金見返に係る収益	498,491,677	37,691,312	-	2,310,570	-	538,493,559
退職給付引当金に係る収益	507,166,165	-	-	2,408,793	-	509,574,958
財務収益	67	39	129,712,956	-	-	129,713,062
受取利息	67	39	8,130,577	-	-	8,130,683
有価証券利息	-	-	121,582,379	-	-	121,582,379
雑益	93,205,347	467,755,131	15,981	11,268,927	-	572,245,386
経常収益合計	11,958,806,298	2,568,689,384	2,114,705,723	371,775,876	△12,000,000	17,001,977,281
経常損益	528,003,810	367,384,894	915,927,469	△66,823,285	-	1,744,492,888
臨時損失	14,294,650	-	687,545	5,043,359	-	20,025,554
固定資産除却損	-	-	687,545	-	-	687,545
減損損失	1,587,975	-	-	5,043,359	-	6,631,334
科学研究費助成事業返還額	12,706,675	-	-	-	-	12,706,675
当期純利益(△当期純損失)	513,709,160	367,384,894	915,239,924	△71,866,644	-	1,724,467,334
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	8,776,570	396,987,511	-	170,349,322	-	576,113,403
当期総利益(△当期総損失)	522,485,730	764,372,405	915,239,924	98,482,678	-	2,300,580,737

16-5 キャッシュ・フロー計算書

(単位:円)

科 目	研究・育種勘定	水源林勘定	森林保険勘定	特定地域整備等勘定	調 整	法人単位
I 業務活動によるキャッシュ・フロー						
原材料又はサービスの購入による支出	△2,667,783,869	△22,820,080,618	-	-	-	△25,487,864,487
保険金の支払額	-	-	△317,704,676	-	30,098,305	△287,606,371
人件費支出	△7,985,656,612	△3,195,461,922	△270,504,890	△254,857,252	-	△11,706,480,676
その他の業務支出	△289,395,834	△641,393,578	△533,635,770	△126,345,906	12,000,000	△1,578,771,088
科学研究費補助金支出	△334,052,915	-	-	-	-	△334,052,915
消費税還付による収入	△14,758,782	33,821,049	14,630,451	116,364	-	33,809,082
運営費交付金収入	10,802,644,000	-	-	-	-	10,802,644,000
保険料収入	-	-	1,822,749,739	-	-	1,822,749,739
政府交付金収入	-	-	-	85,200,000	-	85,200,000
受託収入	596,388,263	-	-	-	△12,000,000	584,388,263
成果普及等事業収入	10,232,632	-	-	-	-	10,232,632
手数料収入	3,510,442	-	-	-	-	3,510,442
科学研究費補助金収入	345,352,751	-	-	-	-	345,352,751
造林事業収入	-	895,472,101	-	-	△30,098,305	865,373,796
林道事業収入	-	-	-	2,031,593,319	-	2,031,593,319
特定地域等整備等事業収入	-	-	-	2,231,891,402	-	2,231,891,402
国庫補助金等収入	145,780,835	20,670,341,800	-	-	-	20,816,122,635
補助金等の精算による返還金の支出	-	△991,022	-	-	-	△991,022
寄附金収入	16,665,230	-	-	-	-	16,665,230
その他の事業収入等	99,407,236	-	17,572	-	-	99,424,808
預り金の増減	33,105,967	-	-	-	-	33,105,967
小計	761,439,344	△5,058,292,190	715,552,426	3,967,597,927	-	386,297,507
利息の受取額	67	36	129,790,380	309,011,375	-	438,801,858
利息の支払額	-	△724,034,384	△61,263	△207,936,846	-	△932,032,493
国庫納付金の支払額	△63,000	-	-	-	-	△63,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	761,376,411	△5,782,326,538	845,281,543	4,068,672,456	-	△106,996,128
II 投資活動によるキャッシュ・フロー						
定期預金の払戻による収入	-	-	500,000,000	-	-	500,000,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△757,039,215	△77,018,885	△41,536,739	△43,894,400	-	△919,489,239
敷金及び保証金の差入による支出	-	△4,867,238	-	-	-	△4,867,238
敷金及び保証金の回収による収入	-	12,392,200	-	-	-	12,392,200
投資その他の資産の取得による支出	△59,900	-	-	-	-	△59,900
貸付金の回収による収入	-	-	-	2,000,000	-	2,000,000
施設費による収入	249,256,000	-	-	-	-	249,256,000
施設費の精算による返還金の支出	△38,397,580	-	-	-	-	△38,397,580
投資活動によるキャッシュ・フロー	△546,240,695	△69,493,923	458,463,261	△41,894,400	-	△199,165,757
III 財務活動によるキャッシュ・フロー						
長期借入れによる収入	-	5,600,000,000	-	630,000,000	-	6,230,000,000
長期借入金の返済による支出	-	△10,047,500,000	-	△4,871,289,000	-	△14,918,789,000
政府出資金の受入れによる収入	-	10,771,000,000	-	-	-	10,771,000,000
リース債務の返済による支出	-	△20,228,167	△1,678,077	△168,669	-	△22,074,913
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	6,303,271,833	△1,678,077	△4,241,457,669	-	2,060,136,087
IV 資金増加額又は減少額(△)	215,135,716	451,451,372	1,302,066,727	△214,679,613	-	1,753,974,202
V 資金期首残高	1,900,685,894	8,207,793,178	5,427,920,712	3,638,859,539	-	19,175,259,323
VI 資金期末残高	2,115,821,610	8,659,244,550	6,729,987,439	3,424,179,926	-	20,929,233,525

16-6 利益の処分に關する書類

利益の処分に關する書類(案)					(単位:円)
区 分	研究・育種勘定	水源林勘定	森林保険勘定	特定地域整備等勘定	計
I 当期未処分利益	522,485,730	764,372,405	915,239,924	98,482,678	2,300,580,737
当期総利益	522,485,730	764,372,405	915,239,924	98,482,678	2,300,580,737
II 積立金振替額					
前中長期目標期間繰越積立金	34,150,762	0	21,946,111,862	1,563,614,314	23,543,876,938
計	34,150,762	0	21,946,111,862	1,563,614,314	23,543,876,938
III 利益処分額					
積立金	556,636,492	764,372,405	22,861,351,786	1,662,096,992	25,844,457,675
計	556,636,492	764,372,405	22,861,351,786	1,662,096,992	25,844,457,675

独立監査人の監査報告書

令和3年6月15日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

理事長 浅野 透 殿

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

飯室進康

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鷺飼千恵

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第20期事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の研究・育種勘定、水源林勘定、森林保険勘定及び特定地域整備等勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、国立研究開発法人森林研究・整備機構の令和3年3月31日現在の各勘定及び法人単位の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の各勘定及び法人単位の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国立研究開発法人から独立しており、また、会計監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

財務諸表に対する国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために国立研究開発法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 国立研究開発法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに国立研究開発法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第20期事業年度の各勘定に係る利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び各勘定に係る決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第18期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第17期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（第18期事業年度以降の会計に関する部分に限る。）は、国立研究開発法人森林研究・整備機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 各勘定に係る決算報告書は、国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか並びに決算報告書が国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

国立研究開発法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）の令和 2 事業年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査及び業績評価等の担当者（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めながら理事会その他の重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告及び説明を受けるとともに主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

なお、機構は「研究開発業務」、「水源林造成業務」及び「森林保険業務」の性質が異なる三部門から成り立っている国立研究開発法人である。監査に当たっては、これらの業務及び予算システムの違い等に配慮しつつ特に当該事業年度の内部統制に係る重要事項について精査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告及び説明を受けた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査結果

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の三部門の機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第 4 期中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

当年度においては、コロナ禍でも業務を確実に行って任務を達成するため、マスク着用、手洗励行、三密回避、衝立設置等で職員の感染防止の徹底を図り、特に、緊急事態宣言の発出中にはシフトでの実施も含めた在宅勤務や時差出勤等によって感染防止と業務継続を図る取組みを行った。その結果は制約のある中での業務継続や内部統制システムの維持につながっている。また、テレビ会議やウェブミーティングのシステムを確立した結果、それらの開催回数が大幅に増えて定着し、シンポジウム等での成果の公表などが効果的に行われることにもつながっている。

(1) 研究開発業務

研究開発業務に関しては、第4期中長期目標期間の最終年となり、研究成果の取りまとめと総括及び次期中長期目標期間に向けた研究内容について検討が行われ、明確な方針の下に新たな研究展開を進める動きが加速している。

当年度における研究成果の主なものとしては、以下が挙げられる。

①森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発課題：荒廃溪流源頭部の土石流発生リスクの変動過程の解明、樹体をセンサーとした風荷重計測技術の開発、原発事故後の森林の樹幹中における放射性セシウムの分布特性の解明。

②気候変動の影響評価、適応策及び緩和策に係る研究：天然林における炭素収支の年変動の空間評価手法と気候変動シナリオによる将来予測手法の開発、被陰シェルターを用いた乾燥抑制のストレス緩和による植栽木の樹高成長の促進。

③生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発課題：森林生態系の供給・調整サービスの定量化と将来予測を全国レベルで行うためのモデル構築とその分析による生態系サービスの関係性が地域間で相違することの実証、ニホンジカ分布拡大モデルを開発し分布拡大最前線の全国規模の将来予測。

④国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発課題：造林関係では、西日本におけるシカ生息数レベルに応じたスギ人工林の初期保育技術への施業オプションの提示、タワーヤードを用いた大径材の架線系伐出作業における皆伐作業システムの生産性の解明、収穫調査から素材生産の実行に至る過程での地上型レーザースキャナーの効率的な運用方法や活用方法の提案。

林業経営等については、マクロ経済分析と育林経営の実態分析による育林経営における人材育成の重要性の提示、ヤナギの栽培・収穫実証試験からバイオマスとしての実用可能性の評価と収量増収のための施業方法を提案。

⑤木材及び木質資源の利用技術の開発課題：大径材の効率的な心去り平角製材法の確立、2×4工法の構造用途に使用可能な複合部材の開発、撥水化処理法により濡れても破れない紙素材の開発、セルロースナノファイバーを用いた木材用塗料の製造実証と市販化、改質リグニン製造実証プラントの建設、改質リグニン微粒子の製造方法の開発、空気浄化能を有する機能性塗料の開発、木の酒の製造技術の確立に向けた新たな手法と評価。

⑥森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化：花粉表面の脂質の輸送に関わるスギの雄性不稔性遺伝子 *MS 1* の検出キットの開発、PCB等の難分解性芳香族化合物の微生物分解機構の解明、トドマツの特定母樹の指定、

乾燥に強い個体を選抜するための遺伝子発現マーカーセットの開発、用土不要のエアダリの発根技術の開発と特許取得。

また、産学官民連携に係る取組みとしては、林業・木材産業分野の2つの大型プラットフォームが協力して合同説明会を開催し参加企業からのマッチング希望の研究者への取次ぎ、リグニンネットワークにおける改質リグニン製品化に向けた取組みの推進、オンライン公開セミナー及びパンフレットによる情報発信等の橋渡し推進に係る活動等を行った。さらに地域との連携については、コロナ禍による制約はあったが、「地域再生シンポジウム in 旭川」の開催、岩手県のシラカバ林再生事業化への活動、九州・四国支所が連携したシンポジウム「植えた樹を鹿から守る」のYouTube配信、富士山国有林等における「ニホンジカ被害対策に係る協定」に基づく関東森林管理局との連携等を行った。

また、総務関係の業務改善においては文書管理システムの運用準備を行い、令和3年度からの電子決裁を実現した。

(2) 水源林造成業務

水源林造成業務においては、奥地民有保安林の水源涵養機能を高めるために多様な森林づくりを行っている。当年度においても昨年度に引き続き例年と比べて事業費が大幅な増額となり業務量が例年に比して増加している状況は変わらないが、これまで通りの業務の執行体制を維持しながら事業執行率を100%達成し着実に業務を進めてきた。

また、自然災害等の被災地復旧に向けた取組への参画については、群馬県桐生市で発生した大規模な森林火災跡地において、昨年度に引き続き植栽などの森林整備を実施し、岩手県釜石市で発生した大規模な森林火災跡地では、令和3年度に予定していた新規契約の締結を1年前倒しで行うことにより早期の事業着手に向けた準備を整えるなどの措置を行っている。北海道胆振東部地震の被災地においては、森林再生の一手法として水源林造成事業の活用を検討を進め、新規契約を締結するための準備を整えた。

事業実施手法の高度化のための措置については、全ての新規契約で広葉樹等の現地植生を活かした長伐期でかつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約を締結するとともに、既契約分で契約地の現況等を踏まえた長伐期施業や複層林施業等への施業方法の見直しを推進した。自然災害の頻発化、激甚化の状況を踏まえ、経常ベースの事業に加え、政府の防災・減災・国土強靱化の政策に資する箇所での事業の追加的な実施などの措置を行った。

また、「水源林造成事業における育成複層林造成に向けての手引き」、「水源林造成事業の施業指針」を作成して事業の効果的・効率的な推進に努めた。

研究開発部門との連携については、水源林造成事業地をフィールドとして活用したエリートツリー、コンテナ苗等の成長量調査、また福島県内の水源林における放射性物質の調査・研究を継続している。また、機構内で研究開発部門との情報交換会を6回開催し、研究成果の活用と社会還元を図っている。

地域連携では東日本大震災後の宮城県岩沼市の海岸防災林における植樹活動を通じた地域住民との交流活動、また盛岡水源林整備事務所では東北支所及び東北育種場とともに「東北のもり」と題したラジオ番組で事業及び連携の研究成果の紹介を行った。

(3) 森林保険業務

被保険者へのサービスの向上については、UAV（ドローン）の活用による損害調査の迅速化及び旧国営保険証書の電子化による契約者等からの問い合わせ対応等の迅速化の取組みを行った。

また、森林保険の加入促進の取組みについては、森林経営管理制度への対応が進んでいる都道府県、市町村及び森林組合系統などを訪問して森林保険の活用についての説明を行い、市町村の公告した経営管理権集積計画に森林保険の加入が盛り込まれて契約に結びつく成果を得ている。

また、研究開発部門との連携においては、損害調査への UAV の活用を進めて令和元年の台風 15 号の被害を受けた森林について千葉県森林組合連合会への技術的なサポートを行った。また、効率的な損害調査を目的としてタブレット端末のアプリを開発し、衛星画像の活用等実用化に向けた検討を実施した。

2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見（機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見）

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であるものと認める。

当機構では質の高いガバナンスを確立し内部統制を確保するために、三部門間における連絡窓口の整備による情報共有の促進及び各種の会議・委員会の整備による各業務の執行機能の強化などの取組みが継続されている。例えばリスク管理及び法令遵守に係る取組みにおいては部門間の調整をつくばのコンプライアンス推進室が行い、事業報告書に関しては総合調整室および総務課が担当している。

また、監事の職務を補助する職員の配置は適正であり、役職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制など、監事の監査が実効的に行われる体制は確保されている。当機構では、業務内容が 3 部門間で大きく異なることから監査室が内部監査を行う内容が部門間で異なっているが、つくばの監査室が中心となって情報共有し機構の報告としてまとめている。

その他の事項に関しては、指摘すべき重大な事項は認められない。

3 機構の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人「PwC あらた有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であるものと認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

役員の報酬及び職員の給与等の水準については、令和2年度の事務系・技術系職員の対国家公務員指数が101.1となっているが、これは人事交流及び全国異動が多いこと等により、単身赴任手当及び広域異動手当の受給者の割合が多いことが影響しているためであり、妥当であるものと認める。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

機構の契約は、会計規程及び契約事務取扱規程等に従って適正に行われているとともに、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、契約監視委員会（外部有識者2名、監事2名）及び入札監視委員会（外部有識者3名）により必要な点検等が行われているものと認める。

3 理事長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬については、給与法指定職俸給表を参考として報酬水準が設定されており、他の国立研究開発法人の長の報酬との比較からも妥当であるものと認める。

4 保有資産の見直し

機構が保有する土地・建物等については、常時見直しを図り、効率的な資産保有を進めているものと認める。当年度においては、福島市における「いずみ倉庫」を解体工事により更地化した上で国庫返納（現物納付）した。

令和3年6月15日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

監事 鈴木直子

監事 平川泰彦

理 事 会 資 料
令和 3 年 7 月 9 日
林木育種センター

特定母樹等普及促進会議の開催について

1. 会議の目的

本会議は、平成 25 年度の間伐等特措法の改正により、特定母樹制度が導入されたことを契機とし、特定母樹等の早期普及に向けた取組を地域において促進するための情報交換及び共同研究の推進を目的として、平成 27 年度から育種基本区ごとに開催しているところ。

2. 構成

特定母樹等の普及に取り組む都道府県・林業関係団体、その他必要に応じて目的の達成に資する団体等のほか、林野庁関係では研究指導課等及び各地区の森林管理局、機構関係では、森林総合研究所及び各支所、森林整備センター及び各整備局等、森林保険センター（関東のみ）、林木育種センター及び各育種場の参加を予定。

3. 令和 3 年度の開催予定

- ・北海道地区 時期：9 月 22 日（水）（林業研究・技術開発推進ブロック会議と同日程）
場所：Web 開催もしくは書面開催（調整中）
- ・東北地区 時期：9 月 28 日（火）（林業研究・技術開発推進ブロック会議と同日程）
場所：森林総合研究所東北支所（岩手県盛岡市）
- ・関東地区 時期：7 月 30 日（金）
場所：Microsoft Teams による Web 会議
- ・関西地区 時期：10 月 4 日（月）（林業研究・技術開発推進ブロック会議と同日程）
場所：調整中：（仮）近畿中国森林管理局（大阪府大阪市）または Web 会議
- ・九州地区 時期：11 月 9～11 日の間で 1 日
場所：調整中（宮崎県内）

森林整備センターの全国安全週間の取組について(報告)

全国安全週間(7月1日(木)～7日(水))に合わせて、森林整備センター役職員の労働安全に対する意識の向上等を図るとともに、水源林造成事業に係る事業者の労働安全指導を図るため、以下のような取組を行った。

1. 役職員の労働安全意識の向上等を図る取組

役職員の労働安全意識を改めて喚起するため、「令和3年度安全週間実施計画」に基づき、以下のような取組を実施した。

① 安全衛生対策に関する意見交換会の実施

各職場において、「現場出張時の労働安全対策の手引き」等を参考とし、現場の危険箇所やヒヤリ・ハット事例等、労働安全衛生に係る情報の共有と意識の向上を図るための意見交換会を実施

② 保護具・救急薬品等の点検・補充、防災体制等の確認、職場巡視

③ 安全教育(安全講話)の実施

7月5日(月)に林野庁から講師を招き、安全講話を実施

参加者:整備センター、関東整備局及び保険センター役職員

※関東整備局を除く他の整備局職員はWEBミーティングにより参加

2. 水源林造成事業に係る事業者に対する労働安全指導の取組

令和2年度に水源林造成事業地では34件の労働災害(重大災害はゼロ)が発生し、事業量が増加する中ではあったものの、前年度の24件を上回る状況となった。

今年度は、昨年度の災害発生状況(全体の6割が伐木等作業時に起因)や労働安全に関する法律等の改正(労働安全衛生規則の一部が改正され、伐木等作業における安全対策を強化:平成31年2月)を踏まえ、下記の「令和3年度の取組における重点指導事項」を基に造林者等に対する安全指導の強化に取り組んでいる。

この取組により、第1四半期に水源林造成事業地では5件の労働災害(重大災害はゼロ)が発生したものの、事業量が増加する中にもかかわらず昨年度同時期の12件を下回る状況となった。

全国安全週間においては、6月3日(木)に事務連絡を発出し、造林者等に対してより実効性のある安全指導を行うため、造林者等の安全管理に責任を有する者の同行のもと、森林整備センター職員が事業実行中の現場に赴き、「安全指導チェック票」による作業の安全状況の確認及び必要な指導を行う、などの取組の強化を図った。

【令和3年度の取組における重点指導事項】

- (1) 造林者等の安全管理体制等の確認・指導
- (2) 労働者の就業に当たっての措置の徹底
- (3) 伐木・造材作業における基本事項の遵守
- (4) 刈払機作業における基本事項の遵守
- (5) 労働災害に係る自主的な未然防止対策の取り組み

理 事 会 資 料
令和 3 年 7 月 9 日
森林保険センター

「令和 3 年 7 月 1 日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用」にかかる
森林保険事務の対応について

1. 概 要

令和 3 年 7 月の梅雨前線に伴う大雨により災害が発生し、災害救助法が適用された地域を対象に、令和 3 年 7 月 6 日付けで森林保険契約の継続手続きの猶予措置を定めた通知を発出（別添）。

2. 通知内容

- 保険契約者が保険期間満了の 30 日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、令和 4 年 2 月 28 日までに申出があった場合は、同日まで継続による契約の締結手続きを猶予。
- 猶予期間内に保険料を添えて継続による契約の申込みが行われた場合は、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとする。

なお、今後新たに本災害において災害救助法を適用する市区町村が追加された場合及び令和 3 年 10 月 31 日までに今回の災害とは異なる災害において災害救助法を適用する決定がされた場合も同様の対応とする。

3. 対 象

災害救助法の適用があった静岡県熱海市

なお、当該市町村の近隣等に所在する市町村で、災害により森林保険の継続契約の手続きを行うことが困難と判断される事情がある場合は柔軟に対応。

4. 参 考

このほかの継続手続き猶予に係る措置中の事案については下記のとおり。

- 島根県松江市における大規模火災（対象：1 市（松江市））
- 新型コロナウイルス感染症（対象：全国）
- 令和 3 年福島県沖を震源とする地震（対象：1 県 8 市 9 町（福島県内））
- 令和 3 年栃木県足利市における大規模火災（対象：1 市（足利市））
- 令和 3 年新潟県糸魚川市における地滑り（対象：1 市（糸魚川市））

3 森林保業第 180 号
令和 3 年 7 月 6 日

道府県森林組合連合会 代表理事会長 様
東京都森林組合 代表理事組合長 様
大阪府森林組合 代表理事組合長 様

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター 所長 石原 聡

「令和 3 年 7 月 1 日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について」
にかかる森林保険事務の対応について

令和 3 年 7 月の梅雨前線に伴う大雨による災害が発生し、静岡県熱海市に対して、災害救助法を適用する決定がされました（別紙 1 参照）。

つきましては、熱海市に所在する森林を保険の目的とする保険契約及び熱海市を住所とする保険契約者又は被保険者の継続による保険契約について下記のとおり対応することとします。

また、今後新たに本災害において災害救助法を適用する市区町村が追加された場合及び令和 3 年 10 月 31 日までに今回の災害とは異なる災害において災害救助法を適用する決定がされた場合も同様の対応とします。

なお、熱海市の近隣等に所在する市町村で、今回の大雨による災害により森林保険の継続契約の手続きを行うことが困難と判断される事情がある場合は、森林保険センターに個別に相談して下さい。

記

保険契約者が保険期間満了の 30 日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、令和 4 年 2 月 28 日までに申出（別紙 2 参照）があった場合は、同日まで継続による契約の締結手続きを猶予します。

また、猶予期間内に保険料を添えて継続による契約の申込が行われた場合は、前回契約と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとします。

以上



7月3日 15時30分公表

令和3年7月3日
内閣府（防災担当）

令和3年7月1日から大雨による災害 にかかる災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、静岡県は熱海市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【静岡県】 熱海市 (あたみし)	7月3日	梅雨前線に伴う大雨により、土石流が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・被災者の救出
- ・避難所の設置 等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、森戸、柚上、戸倉、山地
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。

■ 災害が発生した場合の対応

災害予防

災害

応急救助（災害救助法）

復旧・復興

（被災者生活再建支援法、災害弔慰金法など）

■ 災害が発生するおそれがある場合の対応

災害
予防

災害
おそれ
大規模
災害

国の災害
対策本部
が設置

おそれ段階の応急救助
（災害救助法）

災害

応急救助
（災害救助法）

復旧・復興

（被災者生活再建支援法、
災害弔慰金法など）

1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。（法第2条第2項）
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

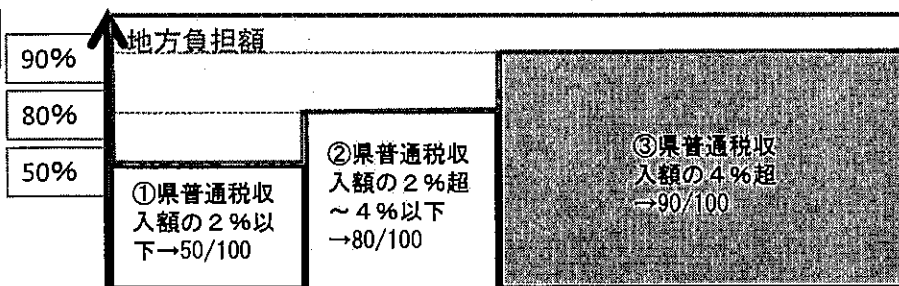
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体（基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体（法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(9) 学用品の給与（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(10) 埋葬（S22～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(11) 死体の捜索・処理（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(8) 住宅の応急修理（S28～）	(12) 障害物の除去（S34～）

- 一般基準：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※平成25年内閣府告示第228号）
- 特別基準：**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる。**（※令第3条第2項）

3 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円

令和3年 月 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 理事長 殿

森林保険に係る申出書（令和3年10月31日までに発生した災害）

申出者住所：

申出者氏名： 印（自署の場合は省略可）

森林保険に係る手続きについて、下記のとおり令和4年2月28日までの猶予を申し出ます。

記

該当手続き：森林保険契約の継続手続き
理由：森林保険契約を継続し災害に対する補償を維持するため
証書番号：
保険契約者：
被保険者：（外 名）

理 事 会 資 料
 国 立 研 究 開 発 法 人
 森 林 研 究 ・ 整 備 機 構

今後の行事予定について

日 付	研 究	整 備	保 険	行 事 名 等	場 所 等
7月13日	○	○	○	国立研究開発法人審議会林野部会	農林水産省第3特別会議室
7月20日～	○	○		令和3年度北海道地域一般公開	森林総合研究所北海道支所 (支所ホームページ)
7月30日	○	○	○	関東地区特定母樹等普及促進会議	林木育種センター (Web会議)
8月6日	○	○	○	第5回理事会	林木育種センター
8月19日	○			世界自然遺産連携協定締結式（沖縄県）	森林総合研究所九州支所
8月25日	○			北海道林業林産試験研究機関連絡協議会 総会	森林総合研究所北海道支所

※会議については、新型コロナウイルス感染拡大状況により時期および開催手法が変更となる場合がある

主要行事(令和3年6月11日～令和3年7月8日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
6月11日(金)	【共】リスク管理委員会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
〃	【共】第3回理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
15日(火)	【共】会計監査人による監査報告会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
18日(金)	【共】農林水産省国立研究開発法人審議会第20回林野部会	理事長、各理事、森林保険センター所長
24日(木)	【研】イノベーション情報交換会	理事長、研究担当理事
25日(金)	【共】ダイバーシティ推進委員会	企画・総務・保険担当理事、法令遵守担当理事
29日(火)	【研】森林産業コミュニティ・ネットワーク(FICoN)第1回ウェブ検討会	理事長
29日(火)	筑波研究学園都市交流協議会総会	研究担当理事
30日(水)	【研】改質リグニン実証プラント竣工式	理事長、育種事業・森林バイオ担当理事
7月 1日(木)	【研】研究成果等管理委員会	研究担当理事
2日(金)	【共】会計監査人候補者選定審査会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事
2日(金)	【共】不正計画等防止推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事
5日(月)	庁議	理事長

※ 【研】:森林総合研究所、【育】:林木育種センター、【整】:森林整備センター、【保】:森林保険センター、【共】:共通の行事 の略

令和3年6月に森林総合研究所が広報した研究成果

広報タイトル	研究者・担当者名	掲載誌名	ウェブ掲載日
植栽樹種が人工林の生物多様性に及ぼす影響が明らかに	ヤマウラ ユウイチ 山浦 悠一（四国支所）	Journal of Forest Research 26(3) p237～246	5月28日
下刈り回数を減らして除伐までの初期保育コストを削減できた	フクモト ケイコ 福本 桂子（森林管理研究領域）	日本森林学会誌、103巻1号、p48-52	5月31日
間柱を使った大断面集成材の開発と強度検証	イドウ ヒロシ 井道 裕史（構造利用研究領域）	木材工業、76巻4号、129-134、日本木材加工技術協会	5月31日
針葉樹林から発生した流木の長さはドローンによる空撮で精度良く測定できる	ツネタカ ハルカ 経隆 悠（森林防災研究領域）	Progress in Earth and Planetary Science、8、22	5月31日
農地から森林に転換すると土壌の炭素蓄積量は増加する	イシヅカ シゲヒロ 石塚 成宏（立地環境研究領域）	Biogeochemistry、153、263-281	6月14日
森林の成長による蒸散量の80年間での変化が明らかに	クボタ タヨコ 久保田 多余子（森林防災研究領域）	Hydrological Processes	6月14日
スギ赤枯病を1時間で診断する技術を開発	アンドウ ユウホ 安藤 裕萌 （きのこ・森林微生物研究領域）	Journal of Forest Research、Vol.26、p136-142	6月14日
モノテルペン濃度は夏以外の季節にも雨上がりに高まっている	ミヤマ タカフミ 深山 貴文（森林防災研究領域）	Atmosphere、11(12):1381、MDPI	6月14日
降雨中の森林から雨水が蒸発するメカニズム	ムラカミ シゲキ 村上 茂樹（九州支所）	Hydrological Sciences Journal	6月21日
北へ分布拡大するブナ林の遺伝的多様性の変遷	キタムラ ケイコ 北村 系子（北海道支所）	Plant Species Biology	6月23日
民間のREDDプラスの成果を国の成果の一部として適切に位置づけるための手法を開発	エハラ マコト 江原 誠 （生物多様性・気候変動研究拠点）	Forest Policy and Economics	6月23日
生物多様性が気候変動問題の解決の鍵となる （外部主導プレスリリース）	オオハシ ハルカ 大橋 春香（野生動物研究領域）	Nature Climate Change	6月10日
菅平高原実験所樹木園内から新種線虫を発見 ～進化研究モデル系としての利用に期待～ （外部主導プレスリリース）	カンザキ ナツミ 神崎 菜摘（関西支所）	Nematology	6月17日
リスの求愛における「方言」の壁 ～東南アジア一帯に分布するリスの音声の地域変異とその誘引効果～（プレスリリース）	タムラ ノリコ 田村 典子（多摩森林科学園）	Behavioral Ecology and Sociobiology 75巻6号	6月28日
改質リグニン製造実証プラントが試験生産を開始します ～地域の森林資源を用いた新素材産業の創出をめざして～（外部主導プレスリリース）	ヤマダ タツヒコ 山田 竜彦（新素材研究拠点）		6月30日

森林・林業基本計画の概要

令和3年6月
林野庁

森林・林業基本計画の基本的な方針

前計画

新計画

森林・林業・木材産業による「グリーン成長」



人工林が利用期を迎えたこと等を背景に、林業・木材産業の「成長産業化」を推進

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現

目標の進捗

- ・ 森林資源は充実(54億 m^3)、複層林の誘導に遅れ
- ・ 国産材供給量は概ね計画どおりの31百万 m^3 に

施策の方向

- ・ 原木の安定供給体制の構築
- ・ 木材産業の競争力強化／新たな木材需要の創出

施策の進捗

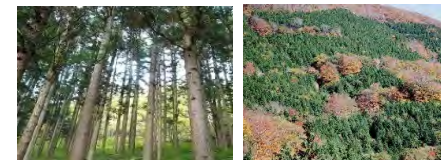
- ※ **森林**→森林経営管理制度・森林環境税を創設
- ※ **林業**→経営体の規模拡大等は進んだが取組は途上
- ※ **木材**→製材工場等の規模が拡大／中小工場は減少
→耐火部材等の開発が進展、民間非住宅分野での利用も始まる

課題・情勢変化

- ※ **森林**→皆伐地の再造林未実施
→災害の激甚化「気候変動×防災」
- ※ **林業**→伐採収入で再造林ができる林業の確立
→人口減少（従事者の減少＝省力化が不可欠）
- ※ **木材**→品質管理等の徹底（JAS・KD材、集成材）
→不透明な住宅需要（人口減少と新型コロナ）
- ※ **持続性**→SDGs／2050カーボンニュートラル／脱プラスチック

○ 森林資源の適正な管理・利用

- ・ 適正な伐採と再造林の確保（林業適地）
- ・ 針広混交林等の森林づくり（上記以外）
- ・ 森林整備・治山対策による国土強靱化
- ・ 間伐・再造林による森林吸収量の確保強化



○ 「新しい林業」に向けた取組の展開

- ・ イノベーションで、伐採→再造林保育の収支をプラス転換（エリートツリー、自動操作機械等）
- ・ 林業従事者の所得と労働安全の向上
- ・ 長期・持続的な林業経営体の育成



○ 木材産業の国際・地場競争力の強化

- ・ JAS乾燥材等の低コスト供給（大規模）
- ・ 高単価な板材など多品目生産（中小地場）
- ・ 生活分野での木材利用（広葉樹家具など）



○ 都市等における「第2の森林」づくり

- ・ 都市・非住宅分野等への木材利用
- ・ 耐火部材やCLT等の利用、仕様設計の標準化
- ・ 木材製品の輸出促進、バイオマス熱電利用



○ 新たな山村価値の創造

- ・ 地域資源の活用（農林複合・きのこ等）
- ・ 集落の維持活性化（里山管理等の協働活動）
- ・ 森林サービス産業の推進、関係人口の拡大



【分野横断】デジタル化・新型コロナ対応・東日本大震災からの復興、みどりの食料システム戦略と調和

森林・林業基本計画のポイント

森林の有する多面的機能の 発揮に関する施策

- 森林計画制度の運用を見直し、**適正な伐採更新を確保**（伐採造林届出制度見直しと指導等の強化など）
- 優良種苗の生産体制の整備、**エリートツリー等を活用した低コスト造林**、野生鳥獣被害対策等を推進
- 間伐・再造林の推進により、**森林吸収量を確保・強化**（間伐等特措法）
- 森林環境譲与税を活用した針広混交林化**、希少な森林生態系の保護管理
- 国土強靱化5か年加速化対策に基づき、**治山事業を推進**
- 災害発生形態の変化に応じ、きめ細かな**治山ダム**の配置、森林土壌の保全強化、**流水対策、規格構造の高い林道整備**を推進
- 農林複合的な所得確保、広葉樹、キノコ等の**地域資源の活用、農林地の管理利用**の推進
- 森林サービス産業の推進**、関係人口の拡大
- 植樹など**国民参加の森林づくり**等を推進

林業の持続的かつ健全な 発展に関する施策

- 長期にわたる持続的な経営ができる林業経営体を育成
- 生産性や安全性を抜本的に改善する「新しい林業」**を展開。
 - エリートツリーによる低コスト造林と収穫期間の短縮
 - 自動操作機械等による省力化・軽労化
- 担い手となる林業経営体の育成**
 - 経営管理権の設定等による長期的な経営の確保
 - 法人化・協業化、林産複合型経営体など経営基盤の強化
 - 経営プランナー育成など経営力の強化等
- 人材の育成確保（**新規就業者への支援、段階的な人材育成**）
- 林業従事者の労働環境の改善（**他産業並所得の確保**、能力評価、**労働安全対策の強化**）

林産物の供給及び利用の 確保に関する施策

- 原木の**安定供給**（ICT導入等による商物分離、サプライチェーン・マネジメントの推進）
- 木材産業の競争力強化
 - [国際競争力の強化]**
JAS・KD材、集成材等の低コスト供給体制の整備、工場間連携・再編等による規模拡大
 - [地場競争力の強化]**
板材・平角など多品目生産に向けた施設の切り替え、大径材の活用
 - [JAS製品の供給促進]**
JAS製品の生産・利用に向けた条件整備、関係者によるJAS手数料水準のあり方、瑕疵保証制度の検討等を促進
 - [その他]**
横架材など国産材比率の低い分野、家具等への利用促進
- 都市等における木材利用の促進**（耐火部材やCLT等の民間非住宅分野への利用等）
- 木材等の輸出促進、木質バイオマスの利用**（熱電利用、資源の持続的な利用）

国有林野の管理経営に関する施策

- 国土保全など公益的機能の維持増進、林産物の持続的・計画的な供給、国有林野の活用による地域産業の振興と住民福祉の向上。
- 上記への寄与を目標とし、国有林野の管理経営を推進。

その他横断的に推進すべき施策

- デジタル化（森林クラウドの導入、木材のICT生産流通管理、林業DX等）
- コロナ対応（需要急減時の生産調整・造林への振り替え、在宅勤務に対応したリフォーム需要の取り込み）
- 東日本大震災からの復興・創生、「みどりの食料システム戦略」と調和

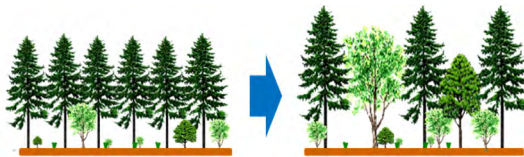
森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

主な施策

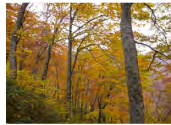
複層林化と天然生林の保全管理の推進

- 森林経営管理制度や森林環境譲与税等を活用した針広混交林化
- 広葉樹保残など生物多様性に配慮した施業
- 希少な森林生態系の保護、里山林の管理

広葉樹導入による針広混交林化



天然生林の適切な保全管理



育成複層林への効率的な誘導

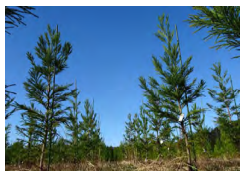


育成単層林の維持



適切な森林施業の確保/再造林の推進

- 森林計画制度の下での適正な伐採、更新等の確保
- レーザ測量等を活用した森林情報の高度化
- 新たな技術を取り入れた省力かつ低コスト型造林の推進
- 野生鳥獣被害対策の推進
- 林道等路網の強靱化・長寿命化



エリートツリー植栽



林道の強靱化

国土保全の推進

- 国土強靱化5か年加速化対策に基づく森林整備・治山対策
- 治山ダム等既存施設の長寿命化
- 保安林の保全管理、林地開発許可制度の適正な運用



流木捕捉式治山ダム



間伐・筋工の設置

カーボンニュートラル実現への貢献

- 間伐やエリートツリー等の再造林による中長期的な森林吸収量の確保・強化
- 木質バイオマス利用によるCO₂排出削減、木材利用による炭素貯蔵
- 森林の公益的機能に留意した、風力や地熱発電に対する林地の適正な利用の促進



新たな山村価値の創造

- 広葉樹、特用林産物など地域資源の活用
- 地域における農林地の管理・利用を通じた集落の維持活性化
- 森林サービス産業等による所得確保の機会創出や関係人口の拡大



広葉樹の家具



森林空間の活用

林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

望ましい林業構造の確立＝長期にわたる持続的な経営

ポイント

- 林業経営の「**長期・持続性**」の確保
⇒ 長期にわたり経営し得る権利等の取得と、林業従事者の所得や労働環境の向上
- 森林資源の「**循環利用**」の確保
⇒ 適正な伐採と再生林を行う林業経営体の育成

方向性



伐採から再生林・保育の収支をプラス転換

主な施策

「新しい林業」の展開

○ 造林コスト低減と収穫期間短縮

- ・ドローン等による苗木運搬
- ・伐採と造林の一貫作業
- ・エリートツリー等の活用



○ 林業作業の省力化・軽労化

- ・遠隔操作や自動操作機械等の開発普及



○ 木材の生産流通管理等の効率化

- ・レーザ測量による森林情報の把握、ICTの活用



○ 新技術の導入・産学官連携

担い手となる林業経営体の育成

○ 長期的な経営の確保

- ・施業集約化と長期施業受委託、経営管理権設定の促進



○ 経営基盤・経営力の強化

- ・森林組合法に基づく事業連携等の促進
- ・民間事業体の法人化・協業化の促進

○ 生産性の向上

- ・路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入



○ 再生林の実施体制の整備

- ・素材生産者と造林者のマッチング、造林作業手の育成

○ 法令遵守、自主行動規範の策定

人材の育成・確保

- ・林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者のサポート
- ・段階的・体系的な人材育成
- ・女性活躍、林福連携の促進



林業従事者の労働環境改善

- ・通年雇用化等による他産業並みの所得確保
- ・技能評価試験など能力評価



[10年後: 死傷年千人率の半減]

- ・労働安全対策の強化



林産物の供給及び利用の確保に関する施策

主な施策

原木の安定供給

木材需要に応じた最適な生産流通



木材産業の競争力強化

大規模工場と中小地場工場の競争力強化



大規模工場



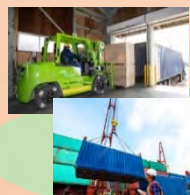
中小地場工場



新たな木材需要の獲得



都市部・非住宅分野



製品輸出



エネルギー・新素材

国産材利用の裾野の拡大

木材の生産流通の効率化

- ・ 原木のとりまとめ・価格交渉力の強化を通じた安定供給体制への転換
- ・ ICTを活用した木材の生産流通管理の導入による商物分離の促進
- ・ 地域におけるサプライチェーンマネジメントの推進

「国際競争力」の強化

- ・ JAS・KD材、集成材等を低コストで安定的に供給できる体制を整備

「地場競争力」の強化

- ・ 多様な消費者ニーズをくみ取り、多品目の製品供給を柔軟にできる体制を整備

JAS製品の供給促進

- ・ JAS規格(区分・基準等)の合理化 等

都市等における木材利用の拡大

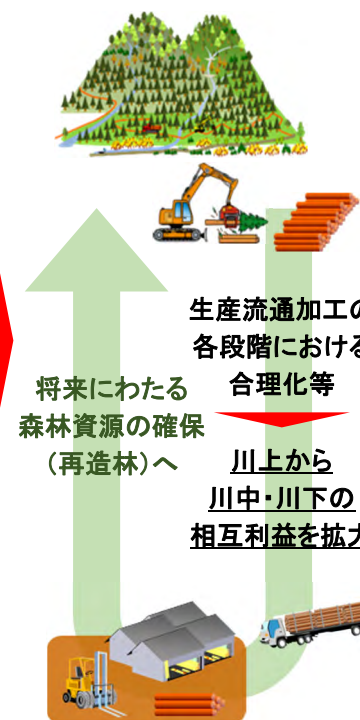
- ・ 非住宅分野等の木造化・内装の木質化
- ・ 耐火部材等の建築実証、木造設計者育成
- ・ 家具など生活関連分野等での利用促進

木質バイオマスの利用拡大

- ・ 地域内での熱電併給・熱利用の推進
- ・ CNF、改質リグニン等の研究開発

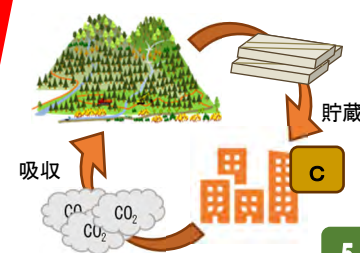
木材製品の輸出拡大

- ・ 付加価値の高い木材製品の輸出促進



カーボンニュートラル実現への貢献

- ・ 化石燃料代替によるCO₂の排出削減
- ・ 木材利用による炭素の貯蔵



森林・林業基本計画に掲げる目標

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

- 多様な森林がバランス良く賦存する「指向する森林の状態」に向け、望ましい森林の整備・保全が行われた場合に見込まれる5年後、10年後、20年後の状態を目標として設定。

<森林の有する多面的機能の発揮に関する目標>

	R2年 (現況)	目標とする森林の状態		
		R7年	R12年	R22年
森林面積(万ha)				
育成単層林	1,010	1,000	990	970
育成複層林	110	130	150	190
天然生林	1,380	1,370	1,360	1,340
合 計	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万m ³)	5,410	5,660	5,860	6,180
ha当たり蓄積(m ³ /ha)	216	225	233	246
総成長量(百万m ³ /年)	70	67	65	63
ha当たり成長量(m ³ /ha年)	2.8	2.7	2.6	2.5

(参考) 指向する森林の状態

育成単層林	育成複層林	天然生林	合計
660	680	1,170	2,510

(参考) 指向する森林の状態に向けた誘導の内訳

育成単層林	(万ha)
木材等生産機能の発揮が特に期待されるなど育成単層林として整備される森林	660
公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導される森林	340
公益的機能の発揮のため伐採が強度に規制されているなど天然生林に誘導される森林	20
天然生林	(万ha)
主に天然力により健全性が確保され公益的機能の発揮のため天然生林として維持される森林	1,150
各種機能の発揮のため継続的な育成管理により育成複層林に誘導される森林	230

注1: 森林面積は10万ha単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。

2: 目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、R2年を基準として算出している。

3: R2年の値は、R2. 4. 1の数値である。

林産物の供給及び利用に関する目標

- 望ましい森林の整備・保全が行われた場合の木材供給量、今後の需要動向を見通した上で、諸課題が解決された場合に実現可能な木材利用量を目標として設定。

<木材供給量の目標>

(単位: 百万m³)

	R元年 (実績)	R7年 (目標)	R12年 (目標)
木材供給量	31	40	42

<用途別の利用量の目標>

(単位: 百万m³)

用途区分	総需要量			利用量		
	R元年 (実績)	R7年 (見通し)	R12年 (見通し)	R元年 (実績)	R7年 (目標)	R12年 (目標)
建築用材等 計	38	40	41	18	25	26
製材用材	28	29	30	13	17	19
合板用材	10	11	11	5	7	7
非建築用材等 計	44	47	47	13	15	16
パルプ・チップ用材	32	30	29	5	5	5
燃料材	10	15	16	7	8	9
その他	2	2	2	2	2	2
合計	82	87	87	31	40	42

注1: 用途別の利用量は、国産材に係るものである。

2: 「燃料材」とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。

3: 「その他」とは、しいたけ原木、原木輸出等である。

4: 百万m³単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。

森林・林業基本計画

令和3年6月

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条第7項の規定に基づく森林・林業基本計画の変更に伴い、同条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、国会に報告するものである。

目 次

まえがき	1
第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針	2
1 前基本計画に基づく施策の評価等	2
（1）前基本計画に掲げた目標の進捗状況	2
（2）前基本計画に基づく主な施策の評価	2
（3）前基本計画策定以降の情勢変化等	4
2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向	5
（1）森林・林業・木材産業によるグリーン成長	5
（2）森林資源の適正な管理及び利用	5
（3）「新しい林業」に向けた取組の展開	6
（4）木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の強化	6
（5）都市等における「第2の森林」づくり	6
（6）新たな山村価値の創造	7
3 施策展開に当たっての基本的な視点	7
（1）現場に立脚した施策の展開	7
（2）新たな技術の積極的な活用	7
（3）国民理解の促進	7
4 森林・林業・木材産業関係者に特に必要とされる視点	8
第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標	9
1 目標の性格	9
2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	9
（1）目標の基本的な考え方	9
（2）目標の定め方	9
（3）森林の機能と望ましい姿	9

(4) 森林の誘導の考え方	10
(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	13
3 林産物の供給及び利用に関する目標	14
(1) 目標の基本的な考え方	14
(2) 目標の定め方	14
第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	15
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	15
(1) 適切な森林施業の確保	15
(2) 面的なまとまりをもった森林管理	16
(3) 再造林の推進	16
(4) 野生鳥獣による被害への対策の推進	17
(5) 適切な間伐等の推進	18
(6) 路網整備の推進	18
(7) 複層林化と天然生林の保全管理等の推進	18
(8) カーボンニュートラル実現への貢献	20
(9) 国土の保全等の推進	21
(10) 研究・技術開発及びその普及	22
(11) 新たな山村価値の創造	22
(12) 国民参加の森林づくり等の推進	24
(13) 国際的な協調及び貢献	24
2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	25
(1) 望ましい林業構造の確立	25
(2) 担い手となる林業経営体の育成	26
(3) 人材の育成・確保等	28
(4) 林業従事者の労働環境の改善	28
(5) 森林保険による損失の補填	29
(6) 特用林産物の生産振興	29

3	林産物の供給及び利用の確保に関する施策	30
(1)	原木の安定供給	30
(2)	木材産業の競争力強化	30
(3)	都市等における木材利用の促進	32
(4)	生活関連分野等における木材利用の促進	32
(5)	木質バイオマスの利用	33
(6)	木材等の輸出促進	33
(7)	消費者等の理解の醸成	34
(8)	林産物の輸入に関する措置	34
4	国有林野の管理及び経営に関する施策	35
5	その他横断的に推進すべき施策	36
(1)	デジタル化の推進	36
(2)	新型コロナウイルス感染症への対応	36
(3)	東日本大震災からの復興・創生	37
6	団体に関する施策	37
第4	森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	38
1	各種計画等との調和	38
2	効果的かつ効率的な施策の推進	38
3	施策の進捗管理と評価の適切な活用	38
4	財政措置の効率的かつ重点的な運用	38

まえがき

我が国の森林は、国土の約3分の2を占め、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。それらの機能を持続的に発揮させていくためには、将来にわたり、森林を適切に整備及び保全していかなければならない。

また、林業・木材産業は、就業機会の創出や定住促進等を通じて、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である。しかし、その役割は、「産業」としてのそれにとどまるものではない。林業生産活動を長期にわたり持続的に行うことにより、森林整備が適切になされ、空間的にも時間的にも多様な森林が形成される。そのような森林から生産された木材を利用することは、森林整備の促進のみならず、二酸化炭素の排出抑制及び炭素の貯蔵を通じて、循環型社会の実現に寄与するものである。

森林・林業政策については、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号。以下「基本法」という。）に基づき、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展という基本理念の実現に向け、各般の施策を推進してきた。平成28年5月に閣議決定された森林・林業基本計画（以下「前基本計画」という。）の下では、人工林資源が本格的な利用期を迎えたことなどを背景に、林業・木材産業の成長産業化を図ることとした。その結果、十分な成長量と森林蓄積を維持しつつ木材供給量は拡大し、林業産出額や従事者給与の増加を実現するなど一定の成果を上げてきた。他方、その過程において、伐採しやすい箇所^{箇所}に皆伐が偏り造林がなされない森林が見受けられる、豪雨の増加等により山地災害が頻発するといった、多面的機能の発揮に支障を及ぼしかねない新たな課題も生じている。

そして、我が国の経済社会全体に目を転ずれば、急速な少子高齢化と人口減少による経済停滞・地方の衰退が懸念され、地球温暖化に伴う気候変動の影響が各方面で表れるなど、大きな情勢の変化が生じている。さらには、足下では、新型コロナウイルス感染症の流行により経済社会の運営は難しい局面を迎えている。これらの課題に対処していくためには、短期的な効率性や合理性のみを重視するのではなく、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指していくこと、すなわち、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組が重要となっている。このことは、森林・林業・木材産業分野においても同様に必要となる視点である。

このような状況を踏まえれば、環境・経済・社会の諸課題に統合的に取り組むことを通じて、これからの森林・林業・木材産業を真に持続的な姿へと発展させていくことが肝要である。新たな森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）においては、前基本計画の施策の評価を行った上で、課題や情勢変化、今後の施策展開に当たっての視点、基本的な方向を明らかにした。この基本計画を指針とし、森林・林業・木材産業に携わる全ての関係者が主体的な取組を展開することを期待する。

なお、この基本計画は、今後20年程度を見通して定めるものであるが、森林・林業をめぐる情勢の変化及び施策の効果の全般にわたる評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行う。

第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定・向上と国民経済の健全な発展を図るため、前基本計画に基づく施策の評価や各般の情勢変化を踏まえた政策的な対応方向を明らかにして、森林・林業に関する施策を体系的に講じていく。

1 前基本計画に基づく施策の評価等

(1) 前基本計画に掲げた目標の進捗状況

ア 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

前基本計画では、多面的機能の発揮に向けて、多様な森林がバランス良く賦存する「指向する森林の状態」を参考に示し、これに到達する過程の森林の状態を目標として設定した。令和2年においては、育成単層林1,020万ha、育成複層林120万ha、天然生林1,360万ha、総蓄積53億 m^3 等という状態へと誘導することを目標とした。

この目標に対して、誘導が遅れている育成複層林の面積が110万haにとどまっているほかは、実績の数値自体は順調に推移している。しかし、近年の主伐面積に対する再造林面積は低位にあり、林業に適し、将来にわたり維持すべき育成単層林において、人工林資源が再造成されていない状況が見受けられる。

イ 林産物の供給及び利用に関する目標

前基本計画では、望ましい森林の整備及び保全が行われた場合の木材供給量とともに、需要動向を見通した用途別の木材利用量の目標を示した。その際、総需要量を79百万 m^3 と見通した上で、木材供給量を32百万 m^3 とすることなどを令和2年の目標とした。

この目標に対して、燃料材が見通しを上回るペースで推移するなどして、令和元年の総需要量は82百万 m^3 まで増加した。木材供給量は、おおむね計画どおりの31百万 m^3 となった。また、用途別の木材利用量は、製材用材及び合板用材が若干の増加にとどまる一方で、燃料材の利用が大きな伸びを見せた。

(2) 前基本計画に基づく主な施策の評価

前基本計画の下では、林業・木材産業の成長産業化を図ることを目指して、原木の安定供給体制の確立などの供給対策と、新たな木質部材の開発・普及などの需要対策等を併せて推進してきた。これらの主な施策の進捗状況、効果等を評価すると、次のとおりである。

ア 森林施業の集約化等の取組に関しては、これを進めるため、森林経営計画の作成促進とともに、林地台帳制度、共有者不確知森林制度及び森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく枠組み（以下「森林経営管理制度」という。）の創設等を行った。特に森林経営管理制度については、森林環境税及び森林環境譲与税と併せて措置し、令和2年度末までに、市町村の5割が森林所有者の意向調査に取り組み、約35万haの森林が調査され、150超の市町村が経営管理権集積計画を策定する見込

みとなるなど取組が進展した。

イ 再造林の推進に関しては、優良種苗の生産、造林コストの低減等の取組を行った。種苗関係については、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）に基づく特定母樹の指定が令和3年3月に総計413品種に達し、採種園・採穂園の造成により増殖された特定母樹は約5万本となった。また、原種苗木の増産技術の開発も進展した。しかしながら、今後の苗木需要の増大を見据えて、優良種苗の確保に関する取組を強化する必要がある。造林コストの低減等については、伐採と造林の一貫作業の導入等を進めてきた。しかし、立木販売収入から再造林費用を賄える状況にはなっておらず、近年の主伐面積に対する再造林面積の割合は約3割にとどまっている。また、伐採後に適切な更新がなされていない造林未済地は、平成29年度末で約1.1万haに増加した。

ウ 林業経営体の育成に関しては、高性能林業機械の導入、現場技能者等の育成、ICT（情報通信技術）等を活用する「スマート林業」の実践などの取組を行った。また、森林経営管理制度により、市町村が森林所有者と林業経営体をつなぐ仕組みを整備した。同制度に基づき、都道府県においては、令和3年3月現在で1,389の経営体を公表している。さらに、森林組合系統の経営基盤や販売力の強化を図るため、令和2年に森林組合法（昭和53年法律第36号）の改正等を行った。

その結果、これらの経営体の規模拡大や生産性の向上は徐々に進み、従事者給与も増加してはいるが、その取組は途上にある。林業経営は依然厳しい状況を脱しておらず、製材・合板工場等への安定供給を通じて価格交渉力を高め、山元立木価格及び原木価格を確保していくことも課題である。

エ 原木の安定供給に関しては、林業経営体など川上の生産体制が強化され生産量が増大し、製材・合板工場など川中との協定取引や直送等の取組が進んだ。その結果、令和元年の木材供給量は、前基本計画の策定前から約2割増加して31百万 m^3 となった。また、直送量は約1割増加して11百万 m^3 となるなど「量的な拡大」が一定程度進展した。原木の生産及び流通の更なる効率化に向け、商流と物流の分離等の取組が必要である。

オ 木材加工流通施設の整備等の取組に関しては、近年、製材・合板工場の整備が進み、それらの原木の年間追加消費量は合計130万 m^3 程度に相当するなど、その規模及び生産性は向上した。大規模なメーカー単位での製品供給が定着する一方で、中小地場工場はその特性を活かした競争力強化が必要となっている。

カ 新たな木材需要の創出に向けた取組に関しては、耐火部材等の開発・普及や輸出促進、木質バイオマスの利用促進などの取組を行った。その結果、CLT（直交集成板）や耐火部材等の開発・普及が進み、公共建築物における木造率は令和元年度には14%に上昇した。民間の非住宅分野でも、企業による木造店舗が展開されるほか、中高層の木造耐火建築物のプロジェクトが数多く誕生し始めている。一方で、これらの用途での木材利用を推進していく上でも、木材製品におけるJAS（日本農林規格）認証取得は不可欠であるが、その格付率は、特に製材分野で低位にある。

木材等の輸出については、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（平成25年8月農林水産省策定）に基づき、輸出先国でのセミナーの開催、輸出向け製品の販路開拓のための住宅設計・施工マニュアルの作成等の取組を行った。その結果、令和2年には、輸出額は5年間で1.5倍の357億円まで増加した。また、同年12月には、輸出戦略を見直して対策の強化を図った。

木質バイオマス関係については、FIT（固定価格買取）制度により認定された発電施設が本格的に稼働し、燃料材に係る需要が大きく増加した。燃料材に係る国産材利用量は5年間で3.5倍の7百万m³となり、国産材需要を下支えする役割を果たした。しかしながら、その需要が大きく膨らむ中で、地域によっては、発電事業者間や既存需要者との間での原木需要の競合、森林資源の持続的利用に対する懸念が生じている。

このように、前基本計画に基づく施策の実施により、森林資源の適正な管理及び利用並びに林業経営基盤の強化を図る条件整備がなされ、原木生産の量的な拡大や、製材・合板工場等の生産性向上が図られるなど一定の成果が得られた。しかしながら、それらの取組は途上にある。現状においては、我が国の森林・林業・木材産業は、真に持続的なものへと発展できていない。

（3）前基本計画策定以降の情勢変化等

我が国は、地球温暖化に伴う気候変動、少子高齢化と人口減少、新型コロナウイルス感染症の流行など大きな変化に直面しており、それらに対応しながら、各般の施策を進めていくことが求められている。

令和2年以降の温室効果ガス削減等に関する国際的な枠組みであるパリ協定が発効する中、気候変動による影響が各方面で表れており、環境関係のリスクが社会経済活動の持続性に影響を及ぼすとの危機意識が世界で高まっている。これを受け、日本を含む多くの国々が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を表明した。また、令和2年1月には、日本人人口の減少幅（前年同月比）が初めて50万人を超えた。生産年齢人口も減少しており、人手不足や国内市場の縮小など社会経済の活力低下が懸念されている。さらには、新型コロナウイルス感染症の流行は、経済活動の停滞を招いただけでなく、人

々に生活様式の見直しをも迫るものとなっている。このような変化は、森林・林業・木材産業に無縁なものではない。気候変動に伴う豪雨や暴風、豪雪など極端現象の増加は、山地災害や森林被害等を頻発させている。少子高齢化と人口減少が先行する山村では、林業従事者の確保、集落の維持等が困難となることも懸念されている。また、新型コロナウイルス感染症の流行による経済停滞は、今後の木材需要を不透明なものとしている。

しかし、大局的に見れば、林業・木材産業はこれまでの施策により、成長発展の方向へと歩みを進めていると評価できる。近年、その歩みを後押しするリモートセンシングやICT、高性能林業機械の開発、成長に優れたエリートツリー等（特定母樹）の育種育苗技術などの進展も著しい。また、木質部材の開発は急速に進み、都市等における木材利用の気運も高まりを見せている。木材等の輸出は順調に増加しており、従来の中国等への丸太の輸出に加えて、米国向けの木材製品の輸出も始まっている。カーボンニュートラルの実現に向けては、森林吸収量の確保・強化だけでなく、再生可能エネルギーの利用促進の観点から、木質バイオマスや林地の適正な利用への期待が高まっている。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、人々の価値観や働き方の多様化を促し、テレワーク等によるデジタル社会への転換、健康でゆとりある生活を求めて過密な都市から地方への「人の流れ」を生み出す可能性を強く示唆した。

今後の施策展開に当たっては、以上のような前基本計画に基づく施策の評価、その策定以降の情勢変化等を十分に踏まえていく必要がある。

2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向

（１）森林・林業・木材産業によるグリーン成長

全ての人々が、自然の恵みを受け続けながら、豊かで人間的・文化的な社会経済生活を営むことのできる社会の構築を目指す。このため、国土と自然環境の根幹である森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進する。

これにより、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していく。

（２）森林資源の適正な管理及び利用

人工林資源の循環利用を推進しつつ、我が国の森林を多様で健全な姿へと誘導していく。このため、林業適地の育成単層林については、適正な伐採と再生林の確保を図る。それ以外の育成単層林は効率的に育成複層林へと誘導していく。あわせて、順応的管理の考え方にに基づき、天然生林について適切な保^{じん}全管理等を図る。また、気候変動に伴う豪雨の増加等に対応するため、国土強^{じん}靱化に向けた森林整備及び治

山対策を加速していく。

全ての森林は、豊かな生物多様性を支える重要な構成要素であるとの認識に立ち、森林が多様な生物の生育・生息の場として機能し、持続的な林業生産活動を通じて、空間的にも時間的にも多様な森林が形成されるよう、各般の施策を展開していく。

(3) 「新しい林業」に向けた取組の展開

林業については、原木の安定供給や機械化等の取組にとどまらず、生産性や安全性の抜本的な向上を図っていく。このため、従来の施業方法等を見直し、エリートツリーや自動操作機械等の新技術を取り入れて、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を目指す取組を展開する。

あわせて、長期にわたり経営し得る権利等と規模を確保し、林業従事者の生活を支える所得と労働環境の向上を図る取組を促進する。これらを通じて「長期にわたる持続的な経営」を実現できる林業経営体を育成していく。

(4) 木材産業の「国際競争力」と「地場競争力」の強化

木材産業については、住宅の品質や構造安全性の確保等を目的とする関係法令、消費者や建築メーカー・プレカット工場など実需者のニーズに的確に対応し、製品を供給していくことが求められている。

このため、主に大規模な製材・合板工場等については、外材や他資材に対抗できる品質性能の確かな製品を低コストで安定供給できる体制を整備して「国際競争力」を高めていく。あわせて、中小地場の製材工場等については、地域における多様な消費者ニーズをくみ取り、大径材も活用しながら単価の高い板材や平角など多品目を供給できる体制を整備する。これにより、製品の優位性等を向上させて、収益性を有する「地場競争力」を高めていく。

(5) 都市等における「第2の森林」づくり

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「木材利用促進法」という。）の整備、新たな木質部材の開発等により、木造住宅等の既存分野以外でも木材の利用が広がりを見せ始めている。

このため、防耐火や構造計算に対応できる部材の開発・普及、JAS製材の供給体制の強化等により、中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得を目指す。また、付加価値の高い木材製品の輸出についても推進する。さらに、木質バイオマスの発電及び熱利用や、風力・地熱発電のための林地の適正な活用を通じて再生可能エネルギーの利用も促進する。これらの取組を通じ、製造時のエネルギー消費が少なく、炭素貯蔵効果の長期発揮が期待できる木材の利用を促進するとともに、温室効果ガスの排出削減にも寄与し、循環型社会の実現を図っていく。

(6) 新たな山村価値の創造

山村地域には、森林の約6割が賦存しており、その土地に根ざした文化や習俗等が引き継がれている。また、森林管理を支える林業従事者が居住する生活基盤としても重要な地域である。少子高齢化と人口減少が進む山村地域での生活を成り立たせていくためには、外部依存性が高く、自立性の弱い経済を克服するとともに、生活の基盤となる集落を維持していくことが不可欠である。その際、山村地域の住民と生活に、地域の森林が何をなし得るのかとの視点を持つことが重要である。

このため、基幹産業たる林業・木材産業のみならず、森林空間を総合的に活用する「森林サービス産業」等の新たな産業を育成することなどで、山村の内発的な発展を図る。また、新型コロナウイルス感染症の流行等を契機として新たなライフスタイルを求める人々に対し、山村地域の魅力を発信することなどを通じて、山村地域と継続的に関わる「関係人口」の拡大を目指す。さらには、集落維持の下支えとして、地域における農林地の管理や利用等の協働活動を促進する。

3 施策展開に当たっての基本的な視点

この基本計画は、今後20年程度を見通して森林・林業に関する各種施策の基本的な方向性を示すものであり、次の視点を踏まえて施策を展開していく。

(1) 現場に立脚した施策の展開

森林・林業・木材産業の現場が抱える課題に的確に対応するため、「現場の声」を把握して、関係者が創意工夫して課題を解決できるよう、現場に立脚した施策を展開する。その際、関係府省や地方公共団体と緊密な連携を図るとともに、国有林野のフィールドや技術力等も活用して、課題に対応した具体的な取組を進めていく。

(2) 新たな技術の積極的な活用

近年、エリートツリー等の育種育苗技術、リモートセンシング、遠隔操作・自動操作機械、ICT、耐火部材など、新たな技術の開発が著しく進展している。森林・林業・木材産業の分野においても、これらの技術を積極的に活用して現場実装を図っていく。

(3) 国民理解の促進

各般の施策を推進していくためには、関係者が一体となって努力していくだけでなく、幅広い国民各界各層の理解を得ていく必要がある。そのためには、森林・林業・木材産業の果たす役割、木材利用の意義や木材に関する情報等を積極的に発信し、国民一人一人がそれを共有することで、森林を社会全体で支えていこうという気運を醸成していく。

4 森林・林業・木材産業関係者に特に必要とされる視点

施策の推進に当たっては、全ての国民が適切な役割分担の下、相互の連携を図りつつ、一体となって努力することが求められる。

このため、国や地方公共団体においては、現場での具体的な取組が進むよう、施策の充実と効果的な展開に努めていく。

森林・林業・木材産業関係者においては、自らの短期的な利益のみを追求するのではなく、国土と自然環境の根幹である森林の適正な管理、森林資源の持続的な利用を確保すべく、効率的なサプライチェーン^注を構築して相互利益を拡大しつつ、再造林につなげるとの視点を共有し努力していくことを期待する。

注：製品の調達・製造から流通を経て消費者等に届くまでの一連の工程をいう。

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

1 目標の性格

この基本計画において定める目標は、森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針として定めるものである。

具体的な目標については、森林・林業に関する施策を推進していく上で、取組の進捗状況を総合的かつ客観的に評価できるよう、数値によるものとする。

2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

(1) 目標の基本的な考え方

将来にわたり多面的機能を高度に発揮していくためには、森林の現況、自然条件、地域の経済社会の要請等を踏まえながら、人為的な整備及び保全により多様な森林へと誘導していく必要がある。このことから、機能発揮に向けた誘導の考え方、森林の状態等を明らかにする。

(2) 目標の定め方

森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿を例示するとともに、機能発揮に向けた誘導の考え方を森林の区分ごとに明らかにする。その上で、多様な森林がバランス良く賦存する「指向する森林の状態」を参考として示し、これに到達する過程の5年後、10年後、20年後の森林の状態を目標として示す。

(3) 森林の機能と望ましい姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能及び地球環境保全機能からなる公益的機能と木材等生産機能とに大別される。

各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

(水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

(快適環境形成機能)

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。

(生物多様性保全機能)

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林^{けいはん}等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が多い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(地球環境保全機能)

二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等により地球環境を調節する属地性のない機能であり、全ての森林が発揮するもの。

(4) 森林の誘導の考え方

ア 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導について、育成のための造林・保育など人為の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の区分ごとに示す。

(ア) 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

(イ) 育成複層林

森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林や、針葉樹と広葉樹など異なる林相の林分がモザイク状に混ざり合った森林。

(ウ) 天然生林

主として自然に散布された種子等により成立し、維持される森林。例えば、天然更新によるシイ、カシ、ブナ、コメツガ、シラビソ、エゾマツ、トドマツ等からなる森林。このほか、未立木地、竹林等を含む。

イ 誘導の考え方

(ア) 基本的な考え方

我が国の森林は、戦後に造成された人工林が全体の約4割を占め、その多くが資源として利用可能な段階を迎えている。このため、森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に利用していく。具体的には、自然的・社会的条件を勘案しつつ、現況が育成単層林のうち、林業に適した場所に位置する森林はこれを維持する一方で、それ以外は育成複層林化を図る。あわせて、天然生林を適切に維持することなどにより、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された望ましい森林の姿へと誘導する。

(イ) 森林の区分に応じた誘導の考え方

a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、林地生産力が比較的高く、かつ、傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、短伐期や長伐期など多様な伐期での伐採と植栽による確実な更新を図る。伐採に当たっては、土砂の流出を招かないよう、搬出方法の選択、保護樹帯の設置等を適切に行う。また、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、自然条件等に応じて皆伐面積の縮小・分散や、間伐の繰り返しによる伐期の長期化、植栽による確実な更新を図る。

また、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、自然条件等に応じ、帯状又は群状の伐採と植栽による確実な更新により効率的に育成複層林に誘導する。林地生産力が低く公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、自然条件等に応じて択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、上記の考え方によらず、景観の創出等の観点から、間伐等の繰り返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は自然条件等に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、いわゆる里山林など下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在して継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。

(ウ) 森林の区分に応じた路網整備の考え方

森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るには、路網整備が不可欠であり、「指向する森林の状態」に応じた適切な路網整備を進める。基本的には、育成単層林等に対して重点的に路網を整備し、天然生林においては現存路網を維持していく。その際、高性能林業機械開発の進展状況等を踏まえつつ、傾斜区分別の作業システムに応じ、林道と森林作業道を適切に組み合わせて整備する。具体的には、緩傾斜地では車両系を前提とした高密路網、中傾斜地では車両系又は架線系、急傾斜地・急峻地では架線系を前提に林道を基幹とした路網の整備を推進する。

(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標は、第1に掲げた基本的な方針を踏まえ、第3に掲げる施策の適切な実施により、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとして、次の第1表のとおりとする。

第1表 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

	令和2年 (現況)	目標とする森林の状態		
		令和7年	令和12年	令和22年
森林面積 (万ha)				
育成単層林	1,010	1,000	990	970
育成複層林	110	130	150	190
天然生林	1,380	1,370	1,360	1,340
合 計	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積 (百万m ³)	5,410	5,660	5,860	6,180
ha当たり蓄積 (m ³ /ha)	216	225	233	246
総成長量 (百万m ³ /年)	70	67	65	63
ha当たり成長量 (m ³ /ha年)	2.8	2.7	2.6	2.5

(参考)

○ 指向する森林の状態 (万ha)

育成単層林	育成複層林	天然生林	合計
660	680	1,170	2,510

○ 指向する森林の状態に向けた誘導の内訳 (万ha)

育成単層林	
木材等生産機能の発揮が特に期待されるなど育成単層林として整備される森林	660
公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導される森林	340
公益的機能の発揮のため伐採が強度に規制されているなど天然生林に誘導される森林	20
天然生林	
主に天然力により健全性が確保され公益的機能の発揮のため天然生林として維持される森林	1,150
各種機能の発揮のため継続的な育成管理により育成複層林に誘導される森林	230

注1：森林面積は、10万ha単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。

2：目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、令和2年を基準として算出している。

3：令和2年の値は、令和2年4月1日の数値である。

3 林産物の供給及び利用に関する目標

(1) 目標の基本的な考え方

林業の持続的かつ健全な発展並びにそれを通じた森林の適切な整備及び保全を図るためには、国産材の供給や利用を促進していく必要があることから、木材供給量及び木材利用量を明らかにする。

(2) 目標の定め方

供給の目標については、期待する機能の発揮に向けた森林の整備及び保全が行われた場合に供給される木材の量として、次の第2表のとおりとする。

利用の目標については、今後の需要動向を見通した上で、各般の課題に向けた取組が適切に進められた場合に実現可能な用途別の木材利用量として、次の第3表のとおりとする。

第2表 木材供給量の目標

(単位：百万m³)

	(実績) 令和元年	(目標) 令和7年	(目標) 令和12年
木材供給量	3 1	4 0	4 2

第3表 用途別の木材利用量の目標

(単位：百万m³)

	総需要量			利用量		
	(実績) 令和元年	(見通し) 令和7年	(見通し) 令和12年	(実績) 令和元年	(目標) 令和7年	(目標) 令和12年
建築用材等 計	3 8	4 0	4 1	1 8	2 5	2 6
製材用材	2 8	2 9	3 0	1 3	1 7	1 9
合板用材	1 0	1 1	1 1	5	7	7
非建築用材等 計	4 4	4 7	4 7	1 3	1 5	1 6
パルプ・チップ用材	3 2	3 0	2 9	5	5	5
燃料材	1 0	1 5	1 6	7	8	9
その他	2	2	2	2	2	2
合 計	8 2	8 7	8 7	3 1	4 0	4 2

注1：用途別の利用量は、国産材に係るものである。

2：「燃料材」とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。

3：「その他」とは、しいたけ原木、原木輸出等である。

4：百万m³単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

多面的機能を将来にわたって持続的に発揮できるよう、「指向する森林の状態」へと誘導するための森林の整備及び保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていく。その際には、流域保全及び自然環境の保全の観点から、河川事業や自然公園事業等の施策との連携を図る。

(1) 適切な森林施業の確保

ア 森林計画制度の下での適切な施業の推進

「指向する森林の状態」を見据えた多様で健全な森林を育成していくため、森林計画制度の下で、森林所有者等による造林、保育、伐採その他森林施業の適切な実施を推進していく必要がある。このため、地域森林計画や市町村森林整備計画において、地域ごとに目標とする主伐量や造林量、発揮が期待される機能に応じたゾーニング等を定める。

とりわけ、木材需要が増加している中で、再造林の実施をより効果的に促進するため、新たに、特に植栽による更新に適した区域の設定や、森林資源の保続が可能な主伐量の上限の検討等を進めるよう促す。その際、地域の森林・林業・木材産業関係者の参画を得ながら取組を進める。

また、森林総合監理士等が、市町村への技術的な支援等を適切に担えるよう、継続教育等による技術水準の向上を図りつつ、その育成・確保を図る。

イ 適正な伐採と更新の確保

主伐が増加している中で、皆伐地において粗雑に作設された集材路から土砂の流出・崩壊が発生するケースや、更新方法の検討が十分でないために計画した天然更新が完了していないケースなど、不適切な施業が行われる事案が一部で生じている。

このため、適正な伐採と更新の確保を図るべく、上記の状況変化等を踏まえた伐採造林届出制度の見直しを行いつつ、その制度に基づく指導等の強化を図っていく。具体的には、伐採造林届出書及び森林の状況報告書に係る伐採権者と造林権者の役割等の明確化、集材路の作設など搬出方法に対する指導体制の確立、一定以上の面積で天然更新が計画された場合の現地確認等を推進する。

また、森林窃盗事案を含む無断伐採の発生防止に向けて、警察とも連携した森林パトロールなど従来の取組に加え、衛星画像を活用した伐採箇所の効果的な把握及び監視や、無断伐採等に関する情報を木材流通事業者等に情報提供できる仕組みの実現などに取り組む。

(2) 面的なまとまりをもった森林管理

ア 森林の経営管理の集積等

森林の公益的機能は、一団のまとまりを構成する林分が相互に影響し合い、各機能が重複発揮されることで強力なものとなる。また、小規模零細な所有構造にある我が国の森林においては、森林施業が分散的に行われ効率性を欠くことが多い。このことから、面的なまとまりをもって、森林を経営管理することが重要である。森林所有者の高齢化や相続による世代交代が急速に進む中にあることは、これまでに整備された制度等を最大限活用し、経営管理の集積等を図る必要がある。

このため、引き続き、森林境界の明確化、長期施業受委託等とセットとなった森林経営計画の作成を促進する。また、森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成等が進むよう、市町村の体制整備や技術的支援等に努める。このほか、森林組合系統による森林経営事業、民有林と国有林の連携による森林共同施業団地の取組等を推進する。

なお、所有者不明の森林については、森林経営管理制度や共有者不確知森林制度等の活用を基本に、政府全体における所有者不明土地問題の解決に向けた制度等の検討状況を踏まえつつ、適切な経営管理を促進する。

イ 森林関連情報の整備・提供

森林関連情報については、レーザ測量や衛星画像等の活用を進め、森林資源情報の精度向上を図る。また、森林の土地の所有者届出制度や調査等により得られた情報を林地台帳へ反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図る。その際、固定資産課税台帳情報の市町村内部での利用を適切に行う。これらの情報については、都道府県ごとに導入している標準仕様に基づく森林クラウドに集積して、その共有と高度利用を図る。さらには、施業集約化に取り組む者等に対し、必要な情報提供を進める。

適正な森林管理、地域森林計画等の樹立、学術研究の発展に資するため、林況や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握する森林資源モニタリングを引き続き実施し、データの公表・活用を進める。

(3) 再造林の推進

ア 優良種苗の安定的な供給

再造林の実施に不可欠な優良種苗を確保するため、林木遺伝資源の収集・保存、第3世代精英樹等の品種開発、採種園・採穂園の整備、種苗生産者に対する育苗技術の指導や生産施設整備、収入保険への加入促進などの取組を進める。

特に造林の省力化や低コスト化を図る観点から、成長に優れたエリートツリー等の種苗、伐採と造林の一貫作業に必要なコンテナ苗の生産体制を整備することとし、原種苗木の増殖技術の開発、特定母樹由来の苗木の増産、コンテナ苗の生産技術の

標準化等を進める。

イ 造林適地の選定

林業に適した林地における再造林の実効性を高めていくため、林野土壤調査等の過去文献やレーザ測量などを活用し、造林適地を抽出する技術の高度化に取り組む。また、市町村森林整備計画において、「木材等生産機能維持増進森林」として適切にゾーニングできるよう、これらの技術の普及を図る。さらには、間伐等特措法に基づく新たな措置を活用し、自然的・社会的な条件からみて植栽に適した区域を指定して再造林を促進する。

ウ 造林の省力化と低コスト化

森林資源の持続的な利用と保続培養の観点から、再造林を確実に行うことは不可欠であるが、大きな費用負担や造林作業手の不足が再造林を実施する上での支障となっている。このことから、立木販売収入から再造林費用を賄えるよう、新たな技術を取り入れた省力かつ低コストの造林体系の確立を目指す。

このため、ドローンや林業機械を活用した苗木運搬、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、エリートツリーや大苗等の植栽による下刈り回数の削減等の取組を進める。あわせて、歩掛やマニュアルの作成、低密度植栽等に対応した保安林指定施業要件の見直しなどの条件整備を行う。また、これらの取組を現場実証にとどまらず、事業ベースに拡大させていくため、森林整備事業の補助内容等に適切に反映する。

(4) 野生鳥獣による被害への対策の推進

シカ等野生鳥獣による食害等については、造林地の成林そのものに支障を及ぼすほか、樹木の枯死や下層植生の消失などにより、森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼしている。

このため、鳥獣保護管理施策等との連携を図りつつ、引き続き、効果的かつ効率的な捕獲及び防護技術の開発・実証、林業関係者など地域と連携した捕獲、防護柵等の設置を推進するほか、野生動物管理を担う人材の育成を図る。また、被害発生のおそれのある森林については、市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域に積極的に設定して、必要な対策を講じる。このほか、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交林等に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進する。これらの取組と併せ、適切な森林管理等の人為活動を活発化させ、野生鳥獣の農地等への出没の抑制を図る。

（５）適切な間伐等の推進

人工林の半数は本格的な利用期を迎えているが、未だ保育の段階にあるものも多数存在している。また、温室効果ガスの削減等を図るパリ協定下にあっては、森林吸収源対策としての間伐等を推進していく必要がある。

このため、間伐等特措法の枠組みも活用しつつ、森林整備事業を引き続き推進するほか、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した間伐等を進めていく。間伐の低コスト化や労働安全の観点から、列状間伐等の普及を推進する。また、森林整備事業の補助内容や工程等については、現場の取組状況を適切に反映する。

（６）路網整備の推進

傾斜区分と作業システムに応じた目指すべき路網密度の水準を踏まえつつ、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を引き続き進める。その際、災害の激甚化、走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応できるよう、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や曲線部の拡幅、土場等の設置、排水機能の強化などにより、路網の強靱化・長寿命化を図る。

このような観点を踏まえ、路網整備の徹底を図ることとし、林道等の望ましい延長を示すと、現状の19万kmに対して25万kmとなる。なお、今後15年間の林道等の整備については約21万kmを目安に進めていく。加えて、既設林道については、改築・改良により質的な向上を図ることとし、木材輸送の効率化が可能な大型車両が安全に通行できる林道の延長を現状の約5千kmから、約7千kmまで増やしていく。

（７）複層林化と天然生林の保全管理等の推進

ア 生物多様性の保全

（ア）生物多様性の保全に配慮した森林施業の推進

一定の広がりにおいて、様々な生育段階や樹種から構成される森林が、モザイク状に配置されている「指向する森林の状態」を目指して、多様な森林整備を推進する。

このため、国有林において面的複層林施業等の先導的な取組を進めるとともに、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した針広混交林化の取組等を促進する。あわせて、育成単層林施業においても、長伐期化や広葉樹の保残など生物多様性の保全に配慮した施業を推進する。この際、森林所有者等がそれらの施業を選択しやすくするための事例収集や情報提供、モザイク施業等の複層林化に係る技術の普及を行っていく。

（イ）天然生林等の保全管理の推進

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、農地や草地等と複合

生態系を構成する里山林等の保全管理を推進することは、生物多様性を保全していく上で重要である。

天然生林の保全管理に向けては、継続的なモニタリングに取り組むとともに、国有林と民有林が連携して、森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理並びにそれらの森林の連続性確保等に取り組む。また、生物多様性に重要な地域を保護・保全するために、法令等による保護地域だけでなく、NPOや住民等によって生物多様性保全がなされている地域などにおける保全管理の取組を推進する。さらに、生活の身近にある二次的な里山林等の継続的な保全管理などを推進する。

(ウ) 生物多様性の保全に向けた国民理解の促進

環境に配慮した商品の提供や購入など、日常生活を含む様々な社会経済活動の中に生物多様性の保全と資源の持続可能な利用を取り込んでいく「生物多様性の主流化」の考え方が世界で広がっており、これに対する国民理解を促進していく必要がある。

このため、生物多様性への理解につながる森林保全活動の展開、地域と国有林とが連携した自然再生活動や森林環境教育等の取組を推進する。また、森林認証等への理解促進など、生物多様性の保全と森林資源の持続可能な利用の調和を図っていく。

イ 公的な関与による森林整備

自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置する森林、奥地水源等の保安林などについては、公益的機能の発揮に向け、公的主体による森林整備を実施体制の整備を図りつつ推進する。

このため、市町村による森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用した森林整備、公有林化等を促進していく。都県の森林整備法人等が管理する森林については、共有者不明森林の契約条件変更を行いつつ、針広混交林化等への施業転換、採算性を踏まえた分収比率の見直しなどを進める。さらに、森林整備法人等がその知見を活かして、所有者不明森林に係る所有者の特定や、森林経営管理制度に基づく業務の受託等を行うことで、地域の森林整備の促進に貢献していく。

奥地水源等の保安林については、水源林造成事業により森林造成を計画的に行うとともに、既契約分については育成複層林等への誘導を進めていく。その際、当該契約地の周辺森林も合わせた面的な整備にも取り組む。また、荒廃して機能が低下した保安林については、治山事業による整備を推進する。なお、国有林に隣接・介在する民有林については、公益的機能維持増進協定も活用し、その整備及び保全を図る。これらの実施に当たっては、流域治水との連携を図りつつ進めていく。

ウ 花粉発生源対策の推進

国民の約4割が罹患^リし、国民病ともいわれる花粉症に対処するため、スギ人工林等の利用を進めるとともに、花粉症対策に資する苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林への誘導等により花粉の少ない森林への転換を図る。また、花粉飛散防止技術についても、その開発等を促進する。

(8) カーボンニュートラル実現への貢献

パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、森林・林業・木材産業分野においても、次のような取組を重点的に実施する。具体的には、適切な間伐等の実施、保安林指定による天然生林等の適切な管理・保全などに引き続き取り組む。加えて、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図るため、間伐等特措法に基づく新たな措置を活用し、エリートツリー等の再造林を促進する。その際、森林吸収量の算定対象となる森林の育成・管理状況等を定期的に調査・検証し、適切な吸収量等の把握に努めるなど、取組の効率化を図る。

また、製造時のエネルギー消費の比較的少ない木材の利用、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用、化石資源由来の製品の代替となる木質系新素材の開発・普及、加工流通等における低炭素化などを通じて、二酸化炭素の排出削減に貢献していく。さらに、耐火部材等の新技術を活用して非住宅分野等にも木材の利用を拡大し、HWP^注（伐採木材製品）による炭素の貯蔵を図る。エネルギー利用も含めた木材利用については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）等の運用を通じ、木材調達に係る合法性確認の徹底を図る。

林地には、尾根部の風衝地や火山地域など風力や地熱による発電の立地条件に適した箇所が多くある。それらの再生可能エネルギーの利用促進は、カーボンニュートラルの実現に重要な役割を果たすものである。このため、森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正かつ積極的な利用を促進する。具体的には、風力や地熱による発電施設の設置に関し、マニュアル整備等を通じた国有林野の活用や保安林の解除に係る事務の迅速化・簡素化、保安林内作業許可基準の運用の明確化、地域における協議への参画等を通じた積極的な情報提供などを行い、森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進を図る。

なお、気候変動に伴う豪雨の増加傾向を踏まえた山地災害への対応、気候変動が森林・林業分野に与える影響についての調査・研究、松くい虫被害の被害先端地域における拡大防止等の適応策についても、併せて推進する。

注：「Harvested Wood Products」の略。パリ協定において、搬出後の木材における炭素量の変化を温室効果ガス吸収量又は排出量として計上することができる。

(9) 国土の保全等の推進

ア 適正な保安林の配備及び保全管理

特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として計画的に指定する。その際、土砂流出や土砂崩壊のおそれのある森林については、土砂流出防備保安林等に適切に指定する。また、衛星画像を活用した巡視等により、保安林の効率的かつ適切な管理を推進する。

保安林以外の民有林については、林地開発許可制度を通じ、森林の土地の適正利用を確保する。近年増加している太陽光発電施設の設置に係る開発については、その特殊性を踏まえた許可基準の適正な運用を通じ、森林の公益的機能の確保を図る。

イ 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業等の推進

大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害などが激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月閣議決定）等に基づき治山対策を推進する。

具体的には、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しつつ、次の取組等を行っていく。

(ア) 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの配置などによる土砂流出の抑制

(イ) 森林整備や山腹斜面への筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

(ウ) 渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

(エ) 海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備

これらの事業を効率的に行うため、山地崩壊リスクが高い箇所等をレーザ測量などを活用して把握するほか、施工現場へのICT等の導入を推進する。また、治山ダムの嵩上げ、増厚など既存施設の長寿命化を図るほか、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組に努める。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図る。また、引き続き、山地災害危険地区に関する判定情報の調査分析や精度向上に努める。

加えて、国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、山間部の厳しい条件など現場実態を踏まえた積算や適切な工期設定等を通じ、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組む。

ウ 大規模災害時における迅速な対応

大規模災害等の発災時においては、国の技術系職員の派遣（MAFF－SAT）、地方公共団体や民間コンサルタント等と連携した災害調査、復旧方針の策定など被災地域の復旧支援を行う。その際、被害状況等を迅速に把握するため、衛星画像やヘリコプター、ドローン等を活用した調査を進める。これらの初動対応とあわせ、災害復旧等事業を円滑に実施していく。なお、被災規模が大規模で復旧に高度な技術を要する場合については、地方公共団体の要請を踏まえ、国の直轄事業による復旧を行う。

エ 森林病虫害対策等の推進

松くい虫被害については、地域の自主的な防除活動の推進を図りつつ、駆除予防措置、樹種転換等を適切に組み合わせた防除を引き続き実施する。これらの対策については、被害先端地に重点化するとともに、効率的な被害木探査等に係る技術検証などを行い、その効果を高めていく。また、第二世代の抵抗性品種の開発を引き続き実施する。ナラ枯れ被害については、ナラ枯れ被害対策マニュアルの普及を図りつつ、被害の状況等に応じた駆除予防措置、被害を受けにくい森林づくりなどの取組を引き続き実施する。

このほか、林野火災予防のため、防火意識を高める啓発活動等を実施する。

(10) 研究・技術開発及びその普及

研究・技術開発については、森林・林業・木材産業が抱える課題、社会情勢の変化等に対応するため、「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」（平成29年3月林野庁策定）を見直して、様々な分野との連携と対話の促進を図る。

具体的には、環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発、森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発、多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種等を戦略的かつ計画的に進める。研究・技術開発に当たっては、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動を活発化させ、他分野も含めた連携を強化する。

また、得られた成果等に関しては、林業普及指導員の知識・技術水準を確保するための資格試験の実施、普及員の設置を適切に行うことなどを通じ、現場へ普及して社会還元を図る。

(11) 新たな山村価値の創造

ア 山村の内発的な発展

山村地域での生活を成り立たせていくためには、その自然や風土等を背景として、住民が主体となり地域資源を活かした産業を育成し、地域づくりを行うことを通じ、山村の内発的な発展を図ることが不可欠である。

このため、地域内での経済循環を生み出すべく、森林資源を活用して、林業・木材産業を成長発展させていく。その際、規模拡大や生産性向上の取組だけでなく、中小地場の製材工場等の活性化や未利用材の熱利用などを進めていく。また、農林複合的な所得確保の機会を創出するため、自家労働による木材生産等の取組も促進する。林業・木材産業以外の所得確保の方策として、きのこ、木炭、薪、竹、漆等の特用林産物、広葉樹、ジビエなどの地域資源の発掘と付加価値向上等を図る。加えて、健康・観光・教育など様々な分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」や、農泊との連携等を推進し、地域外の力を活かしつつ地域の内発力を高めていく。

イ 山村集落の維持・活性化

山村地域を支える基礎的な社会は集落であり、それを構成する家々の協力が相互に結合して集落を成り立たせている。特に生活の基盤となる農林地の管理及び利用を協働して行うことは、集落の維持・活性化を図る上で重要である。

このため、関係府省による住居、情報基盤、交通などインフラの確保等の施策に加えて、農林地の適正な管理及び利用を図る施策を推進する。具体的には、復旧困難な荒廃農地等への早生樹植栽などによる継続的な管理と収入機会の創出、生活の身近にある里山林の継続的な保全管理や利用等の協働活動を促進する。

また、集落の新たな支え手を確保できるよう、特定地域づくり事業協同組合等の枠組みの活用や、多様な人々の農林業体験等への参加を促進する。さらに、林業高校・大学校への就学、「緑の雇用」事業によるトライアル雇用、地域おこし協力隊への参加等を契機とした移住・定住の促進を図る。

ウ 関係人口の拡大

我が国全体が人口減少の時代を迎える中、山村地域にあっては、定住の促進を図るだけでなく、山村地域やその住民と継続的かつ多様に関わる「関係人口」を拡大させていくことが効果的である。

このため、幼少期からの森林環境教育を推進することで、将来の社会の担い手となる子供たちの山村への理解・関心を高めていく。また、近年では宿泊型の健康ツアー、マウンテンバイク・トレイルツアー、自然共生型アウトドアパーク等の取組が広がっている。このような新しいニーズを踏まえ、「森林サービス産業」の推進と、農泊や国立公園・温泉地等と連携したワーケーションなどにより、森林の多様な活用を図っていく。さらに、森林環境税及び森林環境譲与税の創設を契機として、都市部と山村地域とが交流する取組を進めていく。

これらの取組を通じて、新たなライフスタイルを提案し、都市部の「コト消費^注」ニーズを取り込み、関係人口の拡大を図る。あわせて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動との両立を図る「新たな日常」にも対応していく。

注：魅力的なサービスや空間設計等によりデザインされた「時間」、経験・体験を顧客が消費することをいう。

(12) 国民参加の^も森林づくり等の推進

ア 森林整備に対する国民理解の促進

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、森林整備等を進めるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。各地方公共団体においては、国民理解の醸成に向け、その活用による森林整備やそれを担うべき人材の育成・確保、木材利用の促進等の取組を着実に進め、その取組状況など使途の公表を行っていく。

イ 国民参加の森林づくり

多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進に向けては、企業・NPO等のネットワーク化、全国植樹祭等の緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進に努める。また、国有林におけるフィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。これらの取組や森林整備の推進等により、10年間で1億本植樹を目指す国民運動を展開していく。

森林環境教育等の充実を図るため、幼児教育や学校教育等における森林空間を活用した教育プログラム、人材育成の効果的な方策などの情報提供等を行う。また、関係府省や教育機関等とも連携し、小中学校の「総合的な学習の時間」等における学校林活動などを推進する。

(13) 国際的な協調及び貢献

国際的な協調の下で、持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、SDGsや国連森林戦略計画等の国際目標の実現を図る。このため、二国間・地域間・多国間での政策対話、気候変動や生物多様性に関する枠組みの実施ルールや目標設定に係る議論等に積極的に参画し、貢献する。また、開発途上地域における森林減少・劣化の抑制、山地災害の防止、違法伐採対策等に貢献するため、我が国の知見や人材等を活用し、国際機関等のプロジェクトへの人材派遣や資金拠出、民間企業等によるREDD+（レッドプラス）活動^注の促進、海外に適用できる森林技術の開発・普及などの国際協力を推進する。

注：開発途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減、森林保全、持続可能な森林経営等に向けた取組をいう。

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、目指すべき林業経営及び林業構造の姿を明確にしつつ、担い手となる林業経営体の育成、林業従事者等の人材育成、林業労働などに関する施策を総合的かつ体系的に進めていく。

(1) 望ましい林業構造の確立

ア 目指すべき姿

(ア) 長期にわたる持続的な経営の実現

効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、そのような林業経営体を育成していく。これからの林業経営が目指すべき方向は「長期にわたる持続的な経営」であり、具体的には、

- a 森林を所有し、又は長期間経営し得る権利等を取得した上で、
- b 相当程度の事業量及び高い生産性・収益性を有することで、主たる従事者等が地域における他産業並みの所得及び労働環境を確保し、
- c 森林資源の保続を確保するための再造林の実施体制を備え、
- d 業務に関連する法令や行動規範を遵守し、社会的責任を果たすことのできる林業経営である。

林業経営体を目指すべき姿へと導いていくため、施策を重点化するなど、効果的な取組に努める。

(イ) 林業経営の主体

長期にわたる持続的な経営を担う主体を例示すれば、森林組合や民間事業者など森林所有者から経営受託等した林業専門型の法人、一定規模の面積を所有等する専業林家や森林所有者（林業経営を行う製材工場など「林産複合型」の法人も含む。）である。専ら自家労働等により作業を行い、農業などと複合的に所得を確保する主体等については、地域の林業経営を前述の主体とともに相補的に支えるものであり、その活動が継続できるよう取り組む。

これらの多様な主体が、長期間を要する林業のサイクルを一貫又は連携して担い、効率的かつ安定的な経営を実現していく。

イ 「新しい林業」の展開

林業は、造林から収穫まで長期間を要し、厳しい自然条件下での人力作業が多いといった特性を有している。このことが低い生産性や安全性の一因となっており、これを抜本的に改善していく必要がある。このため、従来の施業等を見直し、開発が進みつつある新技術を活用して、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開すべく、次の取組を推進する。

(ア) ドローン等による苗木運搬、伐採と造林の一貫作業や低密度植栽、エリートツリー等を活用した造林コストの低減と収穫期間の短縮

- (イ) 遠隔操作・自動操作機械等の開発・普及による林業作業の省力化・軽労化
- (ウ) レーザ測量やGNSS（全球測位衛星システム）を活用した高度な森林関連情報の把握、ICTを活用した木材の生産流通管理等の効率化
- (エ) 「新しい林業」を支える新技術の導入、技術を提供する事業者の活動促進を図るための異分野の技術探索、産学官連携による知見共有や事業化の推進

(2) 担い手となる林業経営体の育成

ア 長期的な経営の確保

林業経営体が、将来の見通しを持ちながら安定的な経営を行い、人材や機械等への計画的な投資を行えるようにすることは重要である。

このため、森林を長期間経営し得る権利等を取得しつつ、事業地の取りまとめを行い、相当程度の事業量を確保できるようにする。具体的には、地籍調査と連携した森林境界の明確化、施業集約化と長期施業受委託を促進する。加えて、森林経営管理制度による経営管理権の設定、森林組合系統による森林経営事業等を促進する。また、市町村森林整備計画に適合した適切な森林施業を確保する観点から、森林経営計画の作成を促進する。

イ 経営基盤及び経営力の強化

林業経営体が、厳しい経営環境下であっても安定的に収益を確保できるようにするためには、その経営基盤と経営力を強化する必要がある。

経営基盤を強化するため、森林組合系統については、森林組合法に基づく措置を活用した事業連携等を促進する。森林組合以外の林業経営体については、法人化や協業化等を促進する。その際、基盤強化を図る金融・税制上の措置等を活用していく。特に、創業間もない経営体に対しては、将来性を評価した保証審査等により資金調達の円滑化を図る。

また、経営力を強化するため、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を引き続き進める。さらには、森林組合系統における販売事業や法人経営に関し実践的な能力を持つ理事の配置、木材の有利販売等を担う森林経営プランナーの育成を進める。加えて、適切な投資判断など経営方針に対する相談等を行う伴走支援体制を充実強化するほか、レーザ測量の実施など林業経営を側面から支援する技術やサービス等を提供する事業者の活動を促進する。

このほか、国有林野事業における事業発注、樹木採取権の適切な設定と運用を通じ、林業経営体の経営基盤の強化に努める。

ウ 林産複合型経営体の形成

近年、原木市場や製材・合板工場等が、川上と連携した再生林のための基金造成等にとどまらず、森林信託や林地取得等により林業経営を行う「林産複合型経営」

の事例が見られる。これらの取組は、林業としての経営基盤を強化するだけでなく、林業従事者の雇用の安定、木材の生産から加工流通までの効率化、森林資源の計画的な利用と再造成につながるものと言える。

このため、林産複合型経営体に対しては、金融上の措置を活用して、林地取得や経営資金の調達円滑化を図る。また、森林信託の導入に係る調査等の取組や、素材生産や造林作業を行う個人事業主等の組織化などを推進していく。

エ 生産性の向上

林業経営体の生産性は未だ十分な水準になく、その向上を図ることは、収益確保のために不可欠である。また、人口減少が進む中にあることは、林業生産の各段階において、新技術を活用して省力化・軽労化を図る必要がある。

このため、路網整備と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムの導入とその効果的な運用を促進する。加えて、新技術を活用した「新しい林業」の展開を図るべく、「林業イノベーション現場実装推進プログラム」（令和元年12月農林水産省策定）に基づく取組を進める。国有林においては、先進的な技術の実証・普及等を通じて、林業経営体の生産性等の向上に寄与していく。

オ 再造林の実施体制の整備

森林資源を持続的に利用するには、再造林を確実に行うことが不可欠である。また、林業経営体が、伐採や再造林等の事業をバランスよく確保することは、労務の最適配置、木材需給に応じた作業の振替等を通じ、経営の安定化にも資する。

このため、再造林の実施体制の整備に向けて、伐採と造林の一貫作業を通じた素材生産者と造林者のマッチング・協業化の促進、造林作業手の育成・確保、主伐・再造林型の施業提案能力の向上等を図る。

カ 社会的責任を果たす取組の推進

林業経営体が、森林を適正に管理・利用する社会的な責任を果たし、それを自ら明らかにすることは重要である。

このため、林業経営体に対して、業務に関連する法令の遵守、伐採・造林に関する自主行動規範の策定等の取組を促す。また、市町村における伐採造林届出制度の適正な運用を図るとともに、当該制度に基づく届出が市町村森林整備計画に適合している旨の通知を林業経営体が伐採現場で掲示する取組や、合法伐採木材に係る情報提供等を行う取組を促す。

（３）人材の育成・確保等

林業従事者は長期的に減少傾向にあり、林業生産活動を継続させていくためには、その育成・確保を図る必要がある。また、林業作業を行う上では、機械操作、安全管理、採材技術など専門的かつ高度な知識・技能が不可欠である。

このため、「緑の雇用」事業等により、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者などを支えるとともに、段階的かつ体系的な人材育成を引き続き推進する。また、ＯＪＴ（職場内教育）の指導者として活躍できる現場管理責任者等の育成を進める。その際、再造林に係る技術、集材路や架線の設置等の搬出技術、有利な採材技術、高性能林業機械の効率的な運用方法、ＩＣＴ等の新技術に係る研修カリキュラムを充実させるほか、国有林における研修フィールドの提供などに取り組む。さらには、技能評価試験の本格的な実施により林業従事者の技能向上を図る。この取組を通じ、外国人技能実習２号職種指定の追加にも対応する。

林業高校に対しては、その指導力向上やカリキュラムの充実を図るため、国や研究機関等による講師派遣、森林・林業に関する情報提供などを行っていく。林業経営体の経営者、林業研究グループ等に対しては、人材育成に係る研修への参加等を通じた自己研鑽や後継者育成を促進する。

林業においても、多角的な視点を取り入れ、多様な人々が活躍することができるよう、その環境整備等を図る。具体的には、女性林業関係者のネットワーク化、女性の視点を活かしたマーケティング等の取組を推進する。また、就労を通じた障がい者の社会参画を図る「林福連携」を進め、働きやすい職場環境の整備やトライアル雇用等に取り組む事業者などの取組を促進していく。

（４）林業従事者の労働環境の改善

林業従事者の労働環境の改善を図るため、次の取組を行う。その際、これらの取組については、各種施策に要件づけることにより、効果的に進めていく。

ア 処遇等の改善

林業については、従事者の所得が他産業に比べて低位な水準にあり、自然条件下で行う重筋作業も多く、労働負荷が高く厳しいものとなっている。

このため、従事者所得の改善に向け、林業経営体の生産性及び収益性の向上、林業従事者の通年雇用化、月給制の導入、社会保険の加入等を促進する。また、林業従事者の技能等を客観的に評価して適切に処遇できるよう、技能評価試験の本格的な実施など能力評価の導入を促進する。このことにより、他産業並みの所得水準の確保を目指す。

また、労働環境については、林業従事者の労働負荷の軽減及び働きやすい職場環境の整備を図るため、伐木作業の省力化・軽労化を実現する遠隔操作・自動操作機械の開発、休憩施設や衛生施設の整備等を推進する。

イ 労働安全対策の強化

林業における労働災害の発生率は、他産業に比べて極めて高い水準にあり、この状況を改善することは喫緊の課題である。

このため、今後10年を目途とし、死傷年千人率^注を半減させることを目指して労働安全対策を強化していく。具体的には、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、特別教育の実施、伐木作業等における禁止事項の遵守、ガイドラインに沿った安全作業や緊急連絡体制の整備などの徹底を図る。あわせて、巡回指導や研修の実施、作業安全のための規範の普及、新技術を活用した安全装備の導入等を推進する。

これらの施策については、都道府県ごとの労働災害の発生状況等を分析し、その原因に応じた取組を重点的に実施する。

注：労働者1,000人当たり1年間に発生する労働災害による死傷者数（休業4日以上）を示すもの。

（5）森林保険による損失の補填

火災や気象災害等による林業生産活動の阻害を防止するとともに、林業経営の安定を図るため、国立研究開発法人森林研究・整備機構が取り扱う森林保険により、災害による経済的損失を合理的に補填する。その運営に当たっては、制度の普及を図るとともに、災害の発生状況を踏まえた保険料率の見直し等の商品改定、保険金支払の迅速化などによりサービスの向上を図る。

（6）特用林産物の生産振興

きのこ、木炭、薪、竹、漆等の特用林産物については、林業産出額の約半分を占め、山村地域における農林複合的な収入確保に資する重要な地域資源である。

このため、菌床きのこ培養施設やほだ場など生産基盤の整備、持続的な利用や生産の効率化を図る技術の開発・改良に取り組むほか、木炭、薪、竹、漆等の生産販売に係るノウハウの情報提供などを推進する。また、需要拡大に向け、消費者ニーズに対応した商品開発や販売促進、高付加価値品目を中心とした輸出等を進めていく。

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

木材産業等が、地域経済の維持・発展に大きく寄与し、林業の持続的かつ健全な発展並びに森林の適正な整備及び保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、流通及び加工の合理化等の施策を総合的かつ体系的に進め、川上から川中・川下までの相互利益を拡大していく。

(1) 原木の安定供給

ア 望ましい安定供給体制

原木を安定的に供給していくためには、森林資源の保続を確保しながら、その生産流通の効率化を図っていくことが不可欠である。

このため、個々の林業経営体による小規模・分散的な原木供給の体制から、地域の核となる者（林業経営体等の組織や原木市場など）が取りまとめ、製材・合板工場等に対する価格交渉力を高めて、原木を安定的に供給する体制への転換を引き続き進める。このことにより、生産流通の各段階においてコスト低減と利益向上を図り、その成果を再造林の実施へと結びつけていく。

イ 木材の生産流通の効率化

木材需要に応じた最適な生産流通経路を実現し、原木を安定的に供給・調達できるようにするためには、原木の生産流通ロットの拡大、優良材・並材の選別、川上と川中との協定取引や直送等の取組を進めていく必要がある。

このため、林業経営体の育成を通じた事業量の確保、原木コーディネーターの育成やICTによる木材の生産流通管理システムの導入等を通じた商物分離の取組を進める。また、加工流通施設の整備に当たっては、川上と川中の相互関係を強化する安定供給協定の締結等を推進するとともに、森林資源を循環利用する観点から、地域における再造林など森林資源の保続に係る取組状況等を踏まえたものとする。

加えて、地域におけるSCM（サプライチェーン・マネジメント^注）に係る取組を進めて、木材製品の需要動向や原木の供給見込み等の情報共有による需給ギャップの解消とマッチングの円滑化、川上から川中・川下までの相互利益の拡大を図る。

注：製品の調達・製造から流通を経て消費者等に届くまでの一連の工程を統合的に管理し、全体最適化を図る手法のことをいう。

(2) 木材産業の競争力強化

ア 大規模工場等における「国際競争力」の強化

国産材が競争力の高い外材や他資材に対抗し、建築用材市場における需要を獲得していくためには、JAS製材、KD（人工乾燥）材、集成材、ツーバイフォー工法（枠組壁工法）用部材等の製品を低コストで安定的に供給できるようにする必要がある。

このため、大規模な製材・合板工場等については、引き続き、加工流通施設の高

効率化等を図る。また、中規模工場のうち、工場間連携による工程分業や再編等により規模拡大を指向するものについては、施設の増設改修や再編に係るコンサルティング等を推進する。なお、施設整備に当たっては、大径材を活用したラミナやディメンションランバー（規格材）の生産、チップ材の高度利用が可能となるボード類の生産等に対応した施設の導入も進めていく。

イ 中小製材工場等における「地場競争力」の強化

中小規模の製材工場等については、地域経済を支える役割を担っているが、規模拡大を通じた低コスト化等の対応は取りづらく、その特性を活かして競争力を強化していく必要がある。

このため、高い単価の地域材製品の生産、細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等を通じて、その競争力を強化していく。具体的には、関係者が連携して施主等のニーズに応える「顔の見える木材での家づくり」の取組を引き続き促進し、優良材やデザイン性の高い内外装材の活用を図っていく。また、大径材も活用しつつ、単価の高い板材を始め、平角・柱角など多品目の地域材製品を生産できるよう、加工流通施設の切替え等を促進する。

ウ J A S 製品の供給促進

建築関係法令・安全安心に対する消費者ニーズへの対応や、非住宅分野等での木材利用の促進を図るためには、寸法安定性に優れ、品質性能の確かな木材製品を供給していくことが必要である。そのためには、加工流通施設を整備するだけでなく、それらの製品が生産・利用されやすい条件整備を図ることが必要である。とりわけ、強度性能や含水率等が明確な機械等級区分の J A S 製品の利用を促進することが重要である。

このため、J A S 規格については、科学的根拠を基礎としつつ、必要に応じて、利用実態に即した区分や基準の合理化等を図る。あわせて、木材産業関係者に対しては、認証取得等に係る手数料水準のあり方の検討、集成材製品で採用されている^{かし}瑕疵保証制度の検討など、自主的な取組を促していく。

エ 国産材比率の低い分野への利用促進

木造住宅における部材別の国産材使用割合及び使用量を踏まえれば、横架材や羽柄材等での利用を拡大していくことが有効である。

このため、重ね梁・集成材・他資材とのハイブリッド等も含めた国産材横架材の普及、乾燥技術の高度化などの取組を進める。また、設計段階でスเปックイン^注されるよう、設計手法の標準化等を図るとともに、プレカット工場への羽柄材加工施設の導入等を促進する。

注：仕様書や設計図書等の段階において、部材等の採用を織り込むことをいう。

(3) 都市等における木材利用の促進

国内新築住宅市場の縮小も見据えると、既存の住宅分野以外でも木材利用を促進して、需要を獲得していくことが重要である。その際、官需だけに依存せず、民需、とりわけ都市等における非住宅分野、リフォームなどの需要を積極的に取り込んでいくことが有効である。

このため、木材利用促進法に基づき、国自らが率先して公共建築物等の木造化・内装の木質化などを推進していく。また、民間非住宅分野等の需要の獲得に向けた取組を進めていく。具体的には、一般流通材を活用した低コストでの建築事例の普及に取り組むほか、防耐火規制や構造計算に対応できるよう、耐火部材やCLT等の開発・普及、それらの部材を使用した建築実証などにより、多様な設計施工のノウハウを蓄積する。あわせて、部材の仕様の標準化等も進める。CLTについては、令和3年3月に関係府省と共同で作成・公表したCLTの普及に向けた新ロードマップに基づき、低コスト化や認知度の向上に向けた取組を着実に進めていく。また、関係府省と連携した木造建築物の設計者の育成、設計施工や部材調達の合理化に有効なBIM^注の活用推進、建築部材の安全性に関する情報提供等を行う。

リフォーム需要等に対しては、デザイン性や機能性に優れた内装材等の開発、木塀など外構部への防腐木材など高耐久製品の活用を図るとともに、木材による健康・環境貢献度に係る科学的根拠の収集・発信等を推進する。このほか、建築物の省エネルギー化に寄与する観点から、断面寸法が大きく熱伝導率の低いCLTや、木製サッシ等の建具の利用を促進する。また、フロア台板への利用、コンクリート型枠用合板や地盤改良用木杭等の土木分野、畜舎等への利用なども促進していく。

これらの施策の推進に当たっては、関係府省との連携を強化するとともに、地方公共団体や民間の事業者等とも協力して、木材利用の促進を図る。

注：コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルを構築するものをいう。

(4) 生活関連分野等における木材利用の促進

木材製品に対する様々な消費者ニーズを捉え、広葉樹材を活用した家具や建具、遊具・おもちゃ、木製食器、間伐材等を活用した布製品など生活関連分野等への木材利用を促進し、暮らしと社会の豊かさを高めていく。特にデザイン性や機能性に優れ、新たな価値や空間を生み出す製品等については、その表彰と様々な広報・PRの場を提供していく。

(5) 木質バイオマスの利用

ア エネルギー利用

燃料材については、F I T制度開始以来、未利用材の有効活用と木材需要の下支えの役割を担い、再生可能エネルギーの普及に貢献してきた。他方、地域によっては、その需要が急激に増加し、既存需要者との競合、森林資源の持続的利用等への懸念が生じている。

このため、木質バイオマス発電事業の自立化と、燃料の供給元としての森林の持続可能性の確保を両立させるため、令和2年に、関係府省と関係事業者団体等で「林業・木質バイオマス発電の成長産業化に向けた研究会」を設置した。本研究会の報告書に基づく取組を推進すべく、次のとおり、再生林の確保など森林資源の保続が担保された形での木質バイオマスの利用を図っていく。

(ア) 未利用材活用やカスケード利用を基本としつつ、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電併給につき地域内での利用を推進する。また、全木集材による枝条等の活用、未利用材の効率的な運搬収集システムの構築、燃料品質の向上などを通じて燃料材の安定供給を目指す。

(イ) 森林資源の保続を担保する観点から、次のとおり取り組む。

- a F I T制度における事業計画認定に伴う事前確認について、都道府県林務部局が、既存需要との競合だけでなく、地域における森林資源の保続を確認できるようにする。
- b 不適正な伐採がなされた木材の利用を防止するため、木質バイオマスの証明として、伐採造林届出が市町村森林整備計画に適合している旨の通知を活用する。
- c 燃料材供給者との連携を図りつつ、発電事業者等が、燃料用途としても期待される早生樹の植栽等を行う実証事業を進める。

イ マテリアル利用

木質系の新素材については、従来の建築用材や燃料材等での利用から、新たな分野・用途への需要拡大策として、また、プラスチック資源循環への対応策としても、その期待が高まっている。

このため、木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニンなど、化石資源由来の製品の代替に資する新素材の研究・技術開発、用途開発、その普及を推進していく。

(6) 木材等の輸出促進

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、木材等の輸出を促進していく。その際、令和12年までに林産物の輸出額目標を0.2兆円とし、製材及び合板を「輸出重点品目」と位置付

けて、従来の原木中心の輸出から、輸出先国・地域のニーズや規格基準等に対応した付加価値の高い木材製品の輸出への転換を図る。

このため、輸出産地の育成と製品輸出の展開を図る観点から、原材料となる原木の生産基盤を強化するとともに、輸出先の規格に対応した製品、高耐久製品等を製造する加工施設を整備する。また、製品等の輸送コストを削減するための港湾施設等の整備を関係府省と連携して推進する。さらに、木材輸出関係者の組織化を図るとともに、輸出先国での木造建築物の設計施工マニュアルの普及や建築技術者の育成、団体等と連携した製品のブランディング・マーケティングの実施、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）登録を通じた企業・団体間の連携強化などを推進する。

（７）消費者等の理解の醸成

持続的な林業経営により生産された木材を利用することは、森林整備の促進、山村経済の発展のみならず、二酸化炭素の排出抑制及び炭素の貯蔵を通じた循環型社会の実現に寄与するものである。

このため、消費者等の理解を醸成し、木材を持続的な形で利用する企業等へのE S G投資^注にもつながるよう、木材利用の意義や効果等のエビデンスの発信を図るほか、関係府省や木材関係団体等と連携しつつ、「木づかい運動」や「木育」等を推進する。また、設計事業者や建設事業者、施主となる企業等のネットワーク化、木造施設・木製品・木材を活用した様々な取組に対する表彰などを行っていく。これらの取組の推進に当たっては、毎年10月8日を「木の日」とし、同月を「木材利用促進月間」として位置付け、デジタル広報等も活用して効果的に展開していく。

さらに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、クリーンウッド法に基づく制度の普及、木材関連事業者の登録を引き続き促進する。これにより、木材調達に係る合法性確認の徹底を図り、デジタル技術を活用しながら、合法伐採木材等の流通量を増加させる。

注：財務情報だけでなく、環境・社会・ガバナンスの要素も考慮した投資をいう。

（８）林産物の輸入に関する措置

国際的な枠組みの中で、持続的な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報の収集・交換・分析の充実などを通じて、他国との連携を図るとともに、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」や「日EU経済連携協定」等の締結・発効された協定に基づく措置を適切に運用する。また、経済連携協定等の交渉に当たっては、各国における持続可能な開発と適正な貿易を確保し、国内の林業・木材産業への影響に配慮しつつ対処する。

4 国有林野の管理及び経営に関する施策

国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁山^{せきりょう}地や水源地域に広く分布するとともに、人工林や原生的な天然生林等の多様な生態系を有するなど、国民生活に大きな役割を果たしている。その立地や資源等の状況から、国土保全等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、国有林野の活用による地域産業の振興と住民福祉の向上への寄与を目標として管理経営に取り組んでいる。

このような中、森林に対する国民の要請は、公益的機能の発揮に重点を置きつつ多様化しており、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性保全の面での期待が大きくなっている。さらには、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮や、林業経営体の育成、市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援など、我が国の森林・林業の再生への貢献が求められている。このため、「国民の森林」である国有林野は、森林整備事業や治山事業等と一体的に、国有林野事業として国自らが責任を持って管理経営し、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していく。

具体的には、水源涵養や山地災害防止、生物多様性保全など重視すべき機能に応じ、適切な施業を推進する。その際、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から、間伐の適切な実施や主伐後の確実な更新を図るほか、針広混交林やモザイク状に配置された森林への誘導を進めるなど、多様な森林を積極的に育成していく。また、生物多様性保全の観点から、溪流沿い等の森林を保全するなど施業上の配慮を行うほか、世界自然遺産など原生的な天然生林や希少野生生物が生育・生息する森林を「保護林」や「緑の回廊」として適切に保護・管理する。さらに、気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることを踏まえた対応を的確に行っていく。具体的には、林地保全に配慮した森林施業を進めるほか、民有林支援も含めた技術系職員の派遣等による迅速な災害対応、重要かつ緊要度の高いインフラ施設周辺や河川上流域等における治山対策などを計画的に推進していく。

また、木材の安定供給や林業経営体の育成の観点から、需要先との協定取引、民有林からの出材が期待しにくい大径長尺材・檜皮^{ひわだ}等の供給、まとまった事業発注・供給方式を通じた事業量の安定化、木材需要が急激に増減した場合の供給調整に取り組む。さらに、国有林野のフィールドを活用して、低コスト造林技術や野生鳥獣害対策、先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証・普及を積極的に推進する。

国民の財産である国有林野を、より開かれた「国民の森林」として管理経営していくためには、森林・林業や木材利用に対する国民の理解が不可欠である。このことから、国民の多様な意見を把握すべく対話型の取組、多様な主体と連携した国民参加の森林づくりの取組、国有林野の保健・文化・教育・観光的利用、国立公園等と連携した取組を推進し、その保護と利用の両立を図る。

5 その他横断的に推進すべき施策

(1) デジタル化の推進

森林・林業の分野においても、リモートセンシング等のデジタル技術が著しく進展している。森林関連情報の把握、森林資源の造成、木材の生産流通等の各段階で、これらの技術を適用してデジタルデータを活用した効率的なものへと転換していく。

このため、レーザ測量や衛星画像等による森林資源情報の精度向上、GNSSによる森林境界データのデジタル化などを進めていく。また、それらのデータを集積して、その共有と高度利用を図る森林クラウドを都道府県等に導入していく。あわせて、木材の生産流通の効率化に向けたICT生産流通管理システムの標準化、標準仕様に基づくシステムの導入、丸太材積等を効率的に測定できる木材検収ソフトなどの現場導入を促進する。これらのデータについては、データ連係を視野に入れた調査等の環境整備を行い、川上・川中・川下のサプライチェーンの構築、合法伐採木材の流通等につなげる「林業DX（デジタルトランスフォーメーション^{注1}）」を目指した取組を進めていく。

さらに、森林土木分野においてもICT等を施工現場へ導入する「i-Construction^{注2}」を促進する。また、補助金申請や各種手続を効率化して国民負担を軽減していくため、デジタルデータを活用した造林補助金の申請・検査業務を推進するほか、農林水産省共通申請サービスによる電子化等を図る。

注1：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることをいう。

注2：調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設土木の生産プロセスにおいて、ICTを活用して、生産性を向上させて魅力ある建設土木現場を目指す取組をいう。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の流行は、我が国経済社会に大きな影響を与えた。森林・林業・木材産業分野においては、経済環境の悪化が住宅需要の減退を招き、それに伴い、製材・合板等の製品出荷が減少して原木の受入量も減少した。その影響は、川下から川上へと広がり、令和2年夏頃を底として状況は改善しつつあるが、その見通しは依然として不透明と言わざるを得ない。一方で、感染症の流行を契機として、在宅勤務等に対応した住宅や、地方への移住等のニーズが高まり、新たなライフスタイルを求める人々も現れ始めている。このような状況を踏まえれば、社会経済の急激な変化に対応できるよう、リスク分散と新たなニーズの取り込み等を図り、「ウィズ・コロナ社会」に対応していくことが必要である。

このため、感染状況に応じて、林業・木材産業の経営の継続、需要の喚起等の施策を適切に講じていく。また、急激な需要減退時に、林業経営体が素材生産作業を造林作業に振り替えて生産調整を円滑に行えるよう、再造林の実施体制の整備等を図るほか、木材需給の状況に応じた国有林材の供給調整等を行う。さらに、在宅勤

務等に対応したリフォーム需要や、非住宅分野などの新たな需要を取り込んでいく。加えて、都市部住民の山村地域への関心の高まりを受け、そのニーズを積極的に取り込み、「森林サービス産業」等の育成へとつなげていく。

(3) 東日本大震災からの復興・創生

東日本大震災により大きな被害を受けた海岸防災林については、復興工程表に定めた事業がほぼ完了した。今後は、植栽した樹木の保育等について、地域やNPO等と連携しながら計画的に実施していく。なお、その復旧に際して得た知見、試験研究の成果については、被災地以外での事業にも積極的に活用していく。

他方、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林への影響は、福島県を中心に依然として続いている。このため、森林・林業再生を図る取組を引き続き行っていく。具体的には、森林・木材製品等の放射性物質に係るモニタリングや実証などによる知見の収集、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林の計画的な再生、きのこ生産資材の導入、関係府省等と連携した特用林産物の検査・出荷管理の徹底等を通じた風評被害の払拭、バーク等の適切な処理などに取り組む。

6 団体に関する施策

森林組合については、組合員との信頼関係を引き続き保ち、地域の森林管理と林業経営の担い手として役割を果たしながら、林業所得の増大に最大限貢献していくことが重要である。

このため、森林組合法に基づく措置を活用し、組合間の多様な連携、正組合員資格の拡大による後継者世代や女性の参画、実践的な能力を持つ理事の配置等を推進する。加えて、内部けん制体制の充実、法令等遵守意識の徹底を図る。

また、森林組合系統が新たに運動の基本方向を定め、地域森林の適切な保全・利用等を目標として掲げながら、市町村等と連携した体制の整備、循環型林業の確立、木材販売力の強化などの取組を展開していることを踏まえ、その実効性が確保されるよう系統主体での取組を促進する。

第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 各種計画等との調和

各般の施策については、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月閣議決定）、「環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）等に掲げる施策との調和を保ちながら推進していく。

特に、相互に密接に関連して地域を支えている農林水産業に係る施策を一体的に進めていく観点から、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月農林水産省策定）に掲げる取組を推進していく。

2 効果的かつ効率的な施策の推進

施策の実施、見直し等に当たっては、その趣旨や内容等について、分かりやすい表現等を用い、森林・林業・木材関係者等の理解に努める。その際、関係府省、地方公共団体との連携や情報共有を図るとともに、デジタル媒体を始めとする複数の手法を効果的に組み合わせた広報活動等を推進する。

3 施策の進捗管理と評価の適切な活用

施策の実施に当たっては、政策評価等を通じ、計画・実行した後の評価を実施し、改善策を講じていくことにより、進行管理と必要な見直しを行う。さらには、現場での取組を通じて把握した課題等を的確に分析・評価し、毎年の予算編成に反映させるなど、国民のニーズに沿うように対応する。

4 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限に有効活用する観点から、施策効果の検証やニーズ等を踏まえ、従来の予算を見直すとともに、様々な観点からのコスト縮減に取り組み、効果的な施策の実施を図る。